

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成27年11月6日

時 間：午前10時21分

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午前10時21分

出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	山本育男君
2番	堀本典明君	3番	早川恒久君
4番	遠藤一善君	5番	安藤正純君
6番	宇佐神幸一君	7番	渡辺光夫君
8番	渡辺英博君	9番	高野泰君
10番	黒沢英男君	11番	高橋実君
12番	渡辺三男君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事官兼者	齊藤真一君
総務課長	伏見克彦君
人事課長	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事官兼者	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事官兼者	横須賀幸一君
産業振興課長	菅野利行君

参事兼農業 委員会事務局長	阿久津	守	雄	君
復興推進課長	深谷	高	俊	君
復旧課長	三瓶	清	一	君
参考事	郡山	泰	明	君
教育総務課長	石井	和	弘	君
いわき支所長	渡辺	弘	道	君
参考事兼 大玉出張所長	三瓶	保	重	君
参考事兼 生活支援課長	林	志	信	君
拠点整備課長	竹原	信	也	君
総務課長補佐	遠藤	博	生	君
復興推進課長 補佐	杉本		良	君

職務のための出席者

参考事務局事務長	佐藤	臣	克	
議会事務係長	大和田	豊	一	

説明のため出席した者

【環境省福島環境再生本部】

福島環境再生 本部長	坂川		勉	君
---------------	----	--	---	---

【環境省福島環境再生事務所】

放射能汚染廃棄 物対策第一課 建物解体廃棄物 処理推進室長	中川	正	則	君
放射能汚染廃棄 物対策第一課長 補佐	藤田	宏	篤	君
放射能汚染廃棄 物対策第一課官 対策官	太田		勲	君
除染対策第一課 専門官	若松	佳	紀	君
除染対策第二課 長	須田	恵理子		君

県中県南支所長 濱 田 文 治 君
県中県南支所官 平 河 内 守 君
県中県南支所査 遠 藤 景 子 君

付議事件

1. 除染の状況について
2. 家屋解体の状況について

開 会 (午前10時21分)

○議長（塚野芳美君） それでは、富岡町議会全員協議会を開催いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。欠席議員はなしであります。説明のための出席者は、お手元に配りました環境省関係の方々であります。

付議事件に入る前に、町長からご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、臨時議会に引き続き全員協議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。本日の全員協議会の議案は、除染の状況について及び家屋解体状況についての2件であります。

両案件ともに、事業の進捗状況及び今後の見込みなどを環境省より説明を受けるものであります。町の復興に関連する非常に重要な問題でありますので、議員各位と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。議員の皆様の貴重なご意見をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入りたいと思いますが、付議事件に入る前に坂川さんからご挨拶いただけますか。

それで、申しわけないのですけれども、私のほうから皆さんのお顔が見えませんので、発言するときにお名前をおっしゃっていただきたいと思います。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 環境省福島環境再生本部長の坂川でございます。よろしくお願ひいたします。

富岡町の皆様方には、私ども環境省が進めております除染、廃棄物の処理等に関しまして、ご理解またご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。大変ありがとうございます。本日は、除染と建物の解体の進捗状況、それから今後の見込みなどにつきましてご説明させていただきたいと思っております。

まず、除染に関しましては、宅地とその周辺については年度内、来年の3月までに終了するという予定でございます。それ以外の部分に関しましては、もともと平成29年の3月に終了という予定でございましたけれども、順調に推移しておりますので、半年ほど前倒しをするということを目指して今進めているところでございます。また、解体に関しましては、今年度幾つか発注をしてまいりましたが、既に一部もう始まっております。大きな工事については今月から本格的に始まる、こういう予定になっております。さらに、仮設減容化施設の処理も進めておりますけれども、引き続き安全に留意しながら焼却処理を進めてまいりたいと考えております。

いずれの事業も、復興のために大変重要であると、こういう認識のもとにしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件1に入ります。

除染の状況についての説明を求めます。お名前を言っていただけますか。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） 環境省福島環境再生事務所の若松と申します。皆様には、日ごろより大変お世話になっております。除染について皆様にご説明するのは、平成26年の1月以来ということになりました、かなりちょっと時間があいてしまいましたが、その間にかなり町内の除染進捗しておりますので、本日はその状況について資料を使ってご説明したいと思います。

お手元の緑色の富岡町における除染の状況という資料に沿ってご説明いたしますので、ご用意いただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 若松さん、話し中申しわけないですけれども、説明は着座のままで結構ですので。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） わかりました。それでは、着席して説明いたします。

それでは、1枚めくっていただきまして、1ページ目からご説明いたします。除染作業の進捗ということで、現在町内の除染作業の進捗率につきましては、9月末の値ですけれども、宅地が64%完了、農地22%完了、森林が99%、道路83%完了という形になっております。先ほど坂川から挨拶の中でもあったとおり、宅地については当初の計画どおり宅地、あとその周辺の農地、森林について平成28年3月末ごろに終了の予定となっております。また、宅地以外の農地であったり、森林であったりという箇所の除染につきましては、これは皆様のご協力などもありまして、仮置き場、大規模面積で町内で確保できしたことや、また除染の同意が円滑に進んだことから、全体の工程を半年短縮することを目指して最大限努力いたします。

1枚目の下に富岡町内の地図と簡単な現在の工事の概要を載せておりまして、除染自体は26年の1月から始まっております。対象地域としては、帰還困難区域を除く地域となっておりまして、地図に色分けで示したとおり、3つの工事に分けて今施工しているところです。川南のその1工区は、鹿島JVが今受注をして除染をしております。その2工事は清水JV、その3工事は大林JVがそれぞれ除染中でございまして、町内の除染作業員の合計数、既にピークは少し過ぎているところではありますけれども、日最大で合計5,500人が除染を行っておりました。

続きまして、2枚目に移ります。まだ除染の途中ではございますけれども、既に除染の直前と直後で線量をはかった結果の一部がまとまっておりますので、速報ということでご紹介したいと思います。ことしの7月末時点までのデータでグラフを作成しております、概要からまいりますと、対象地域全体で空間線量率が平均50%低減している状態でございます。ヒストグラムの見方なのですけれども、横軸が空間線量率、縦軸が測定点の点数の数となっておりまして、どういった線量の測定点が何カ所あるのかということを示したグラフとなっております。オレンジ色のこのバーが除染前の線量の分布、

青色のバーが除染後の線量の分布となっておりまして、このグラフ全体を見ていただきますと、このオレンジ色のバーの山が除染後の青いバーに移行するときに、全体的に左側です。線量が低い側に山の形がぐぐっと動いているのがわかるかと思います。除染前の平均値としましては、1時間当たり1.83マイクロシーベルトでしたが、除染後のこの全測定点の平均値は、1時間当たり0.92マイクロシーベルトということになっております。

ただ、一番最初にも申し上げたとおり、まだ除染途中の結果ですので、特にまとめた段階では農地の除染のデータなどはまだまだ入っていない状態ですから、さらに除染が終わっていきましたら、そのデータをまとめてまたご報告していきたいと考えております。

めくっていただきまして3枚目、除染のフォローアップについてご説明いたします。現在まだ除染工事は実施しているところではありますけれども、特に宅地などにおきましては、放射性物質が集積しやすい箇所というのがあることがわかっています。特に水が流れるといのとい口のところであったりとか、雨どいのところであったりというところが典型的な箇所となりますけれども、そういった周りのところと比べて線量が高いような箇所というところにつきましては、現在行っている除染においてほかの部分よりさらに深く土壌を削るなど、しっかり対応をしているところです。ただ、そのような対応をしても、やはり除染完了後に新たな汚染箇所が確認されるであったりとか、除染の効果が維持されていないというようなことが確認される場合があるかと思います。そういった場合、そういう箇所については来年度、平成28年度からフォローアップの除染ということで、そういったところに対応していく除染を行っていくこととしております。

また、2つ目の点ですけれども、そういった除染をしっかりとした上で、万が一その除染後も避難指示解除の要件を満たせないおそれがある、そういったような線量が高いような宅地が残ってしまった場合、こういう場合につきましては、さらに追加での対策方法というもの、より丁寧なフォローアップの手法というものを現在検討しているところです。

また、ページの一番下になりますけれども、事後モニタリングということで、除染が完了してから一定の期間を置きましてきちんとその除染で下がった線量がそのまま維持されているかということを確認するための線量調査ということも、これも行っていくこととしておりまして、こちらにつきましても、今どんどんと町内の除染終わってきておりますので、終わり次第ある程度の期間を置いて線量をはかっていきたいと考えております。

続きまして4枚目、帰還困難区域の除染についてということでご説明いたします。まず、帰還困難区域の今後の取り扱いについてですけれども、これは環境省のほうで定めております除染実施計画には、帰還困難区域については除染モデル実証事業の結果や復興計画の絵姿及び線量の程度等を踏まえた除染について検討した上で、富岡町における復興、帰還に係る取り組み等と十分に整合を図りつつ、帰還時期に応じた必要な対策を行いますという形にしております。これまで富岡の町内でも、何カ所か帰還困難区域の除染を実施しております、特に国道6号、それから県道36号の富岡線につきまし

ては、自由通行化される前の段階で除染を既に実施しておりますし、ことしの年明けから春にかけましては、宮本町長からのご要望も受けまして、町民の心の拠点ということで夜の森の桜並木についても除染を実施したところでございます。

また、下段に参りまして、現在町のほうから要望受けております居住制限区域と帰還困難区域の境界部分の対応についてご説明いたします。特に夜の森地区の市街地などで、道路一本挟んで同じような市街地の中ですぐ道路の向こう側が帰還困難区域で、道路から手前が居住制限区域というような場所がございます。そういう箇所につきましては、現在の計画どおりの除染で進めていきますと、帰還困難区域が未除染のままとなりまして、そこからの線量の影響や不安から今後の帰還に支障を来すのではないかということで、町から対応のご要望をいただいているところです。

環境省としましては、ご要望を受けまして現在対応については関係省庁と相談をしているところでして、さらにその具体的な境界の付近で、除染後そういった境界付近の宅地等において空間線量がどのような状況になっているかということを調査をしております。

除染に関しましては以上となります。

○議長（塚野芳美君） 除染についての説明が終わりましたので、質疑を賜ります。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 除染していただくのは大変ありがたいのですけれども、私夜の森に住んでいのですけれども、そこで私除染、解体についてこの事業が始まつてから7回現場に呼ばれているのです。それは、7回ともみんな意見が違う。というのは、環境省といわゆるゼネコンさんの縦横の連絡が全くないのです。

それで、なぜ7回呼ばれたかというと、1回目に約束したことがまた次に変わるので。それで、そういうことの繰り返しで、私はいわきから夜の森まで7回。私この間言ったのです、そのゼネコンさんに。もうこれで7回目ですよと。あなた方、横と縦の連絡がなっていないでしょうと。私は、もう立ち会いませんからと。あなた方好きにやってくださいと言ったのですけれども、やはり私は除染していただける身ですから、大変環境省さんのことについては感謝しておるのですけれども、そういう環境省と業者との連係プレーがなされていないということは、非常に残念だなと思うので、今後ともそういうものは是正していただいて、なるべく打ち合わせを簡略的に進めていただきたいと、このように要望しておきますので、非常に除染していただいていることは大変ありがたく感謝申し上げますけれども、今後そういうことのないようにひとつ内部で十二分にご検討されていただきたいと、このように要望しております。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 若松さん、要望活動ではなくて質疑ですので、お答えください。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） 実際の除染の現場での立ち会い等で、なかなかその決定事項が決まり切らずに7回もお呼びしてしまったということで、申しわけな

く思います。

環境省としましても、当然なのですけれども、受注者等の意思疎通というのは非常に重要ですので、環境省の考えている除染というものがしっかりと受注者、それから当然ですけれども、地権者の方にこれはもう明瞭に伝わるように、引き続きそこは気をつけてやっていきたいと思いますし、7回というのはちょっと本当に多過ぎるというのはまさしくごもっともだと思いますので、できるだけそこもこちらでしっかりと結論を出してご説明していくようにしたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 13番さん、よろしいですか。

○13番（三瓶一郎君） はい、終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 除染の効果について質問させてください。

平均値、除染前が1.83で除染後が0.92、約50%除染効果があるというような説明なのですけれども、コンマ92、これで終わりなの。それとも、何度もまだまだコンマ23まで、1ミリまで何度もやるのですか。その辺が聞きたいというのは、つい最近ですけれども、やはり原発の労働者の中に白血病というの出ましたよね。積線放射線量が19ミリというので、二、三年働いて19ミリでそういう発がんが発生しているので、環境省が言う20ミリでなんかとても帰れないから、そういったときに環境省はこの程度のレベルでもういいでしょうということなのか、もっともっと下がるまでやるよということなのか。たった1回ぽっきりというのはないでしょうというのが私の意見なのですが、その辺聞かせてください。

あと、この数値は、空間線量の1メートルという数値なのですけれども、ベクレル、土壌はどういうレベルなのか。例えば表土から5センチとか10センチだと何ベクレルあるのか、そういったのが全然見えてこないので、まさか住民を8,000ベクレル以上のところへ戻れということはないでしょうけれども、その辺が明確でないので、この2点お答えください。

○議長（塚野芳美君） 若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） 除染の後の平均が0.92ということで、その後の対応についてのご質問だったのですけれども、環境省のまず除染の考え方としまして2つの目標を踏まえて除染をしております。1つが年間被曝線量20ミリ以上の地域というのは、これはもう速やかになくすという、これは短期の目標と、また政府全体で掲げております長期的には1ミリシーベルトを目指していくと、年間被曝です。この2つの目標を踏まえて、環境省のほうではこれまで実証をされてきた確立された除染手法で可能な限り線量を落とすという、そういった立場に立つて除染を進めております。

今ご質問の今後の対応ということなのですけれども、まさに今回資料でもご説明したとおり、1回目の除染が終わりましたら、もう一度事後モニタリングということで線量を測定します。その際に、

やはり取り残しの箇所があるですか、周りより高いところが残っているというようなところにつきましては、フォローアップ除染ということでそこを対策しまして、さらに線量を低減させるというところを図ってまいります。

また、空間線量率で今回お示ししていますけれども、ベクレルなどはどうなのかというご質問いただきました。環境省の除染としましては、まずこの空間線量というものがやはりその帰還された際の人体の健康に与える影響をはかる上では最も適切な指標と考えておりますので、除染をする際には必ずこの空間線量というものをはかって評価してきております。

ただ、ベクレルというものは、農地除染する際の基準として5,000ベクレルというものはあるのですけれども、これは反転耕するのか削り取るのかというところの基準として5,000ベクレルというのはございますが、宅地や農地の除染で基本的には除染の際にはベクレルの測定というものは実施しておりません。

以上となります。

○議長（塙野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 私の質問は、これ1回ぽっきりでコンマ92で終わるのですかというの質問だったのです、環境省が20ミリを目指しているという、何ミリを目指しているのですかというの質問ではなくて。結局最新のその労災認定の原発労働者が19ミリで発がんしているという事実があるのに、こんな数字で帰せるのですかと、その辺を環境省どういうふうに考えているのというのが質問なのです。

結局この20ミリ年間下回れば、もう大丈夫なのだと胸張って言えるのですか。ガンマ線カメラで雨どいの下が赤く出たから、こここのところを取れば大丈夫だと今質問答えてるようだけれども、そんなレベルでないでしょう、全体的に高いのだから。コンマ23は、結局1ミリは長期目標であって、長期目標が達成するまででは帰町しなくていいのか。帰町宣言なくていいのか。人間が帰ってから自然減衰で1ミリになるのを待ってくださいではだめなのだ。正しく答えてください。コンマ92で国は、環境省はいいと思っているのかどうか。やらないのか。1回ぽっきりでやらないならやらないの答弁でいいですから、別に。

あと、2点目の空間線量のマイクロシーベルトしか環境省は見ていませんと。あそこに戻って住む人は、そこの飲み水飲んだり、作物をつくって食べたりするわけだから、私にとては無関心ではない。関心がすごくある。環境省は、田んぼしか見ていませんと言ふけれども、畑では野菜つくりするのだから、そういうところで何ベクレルあるかは物すごく興味あるでしょう。これから間もなく話題になるその指定廃棄物って、8,000ベクレル以上は指定廃棄物で、みんな嫌がって要らない、要らないと言っているのだから、そういう8,000ベクレル以上あるようなところに人間が帰っていいのですかと聞いている。そういう数値を出してくださいと。

もう一回答弁してください。

○議長（塙野芳美君） 若松さん、年間5ミリ以上でその安衛法の上の労災の一つの基準になっているということとの絡みと、それから土壤のベクレル数、その件を質問していますので、その辺の関係も含めてご説明ください。

若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） まず、空間線量のほうの件なのですけれども、19ミリの被曝で防災認定された方がいて、環境省として今お示しした0.9というところでもうこれ以上はないのかというお話なのですが、現在これは国の考え方としましては、やはりこれまでの科学的な知見に基づきましたら、100ミリシーベルト以下で被曝において明確な健康のリスクというものはこれはわからないぐらい小さいというような知見がございます。その中で、国際機関などからも認められて勧告を受けておりますこういった状態の中では、100ミリから20ミリのところで避難指示を出すのが適当だというものの、一番安全を見て20ミリシーベルトというものが定まっておりまして、解除などの要件としましては、現在も20ミリシーベルトというところに設定がされております。

ただ、繰り返しになってしまいますが、環境省はだから20を下回ればもうそれで除染はやらないと、そういうことではなくて、短期目標、長期目標踏まえて可能な限りの線量の低減をまさに現在も図っておるところですし、一度その手法で除染した後も、まだその線量というのはすぐに1ミリだのというところには落ちないことも現実ですので、どこにその線源が残っているのか、どういったところが汚染されていてまだ線量を落とす余地があるのかというところは、そのモニタリングの際にしっかりとはかって、そういう箇所を雨どいの下だけではないかというようなお話もありましたけれども、やはりそういったところが残ると空間線量にも影響があつたりしますので、そういうところをしっかりと把握して、フォローアップ除染で対策していきたいと考えております。

また、ベクレルの話につきましては、環境省の行う除染の主眼というか第1の目標としましては、やはり帰った際の、そこで生活する際の人体に受ける線量、これが健康に及ぼす影響というものをこれをまずは限りなく少なくしなければいけないということですので、空間線量率というものをしっかりとはかることで対応しているところで、ベクレルにつきましては、農地除染をする際に5,000ベクレル以下であれば反転耕や深耕が可能ですというような、そういった方針を出しておりますので、それを確認する際に一部はかることはございますけれども、環境省の除染でちょっとそのベクレルを全てはかって回るということは実施をしておりません。

繰り返しになりますが、以上お答えいたします。

○議長（塙野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今の若松さんの答弁を聞くと、環境省ではこういうふうに決めて知見がこうだからと、1回決めたものはもう変えないよと。やっぱりお上だなというような感じするのです。国際機関がどうのこうのとか言いますけれども、結局新たな知見というか、今までなかったものが最近

になって出てきたからこういうような事例があるのだけれども、環境省はこういう言い方しているけれども、実際19だって白血病というのが出ているのだから、その辺は環境省は考えを変えるべきではないのというふうに質問したのだけれども、答弁できる範囲内しか答弁できないから、ただそういうものが発生してきているということは、環境省もやはり考えるべきだと私は思います。

このベクレルだってそうだ。大体誰が考えたって、放射線廃棄物はだんだん、だんだん下に下がつていって、雨が降ればどんどん、どんどん地中に入つていって、セシウム134が2年、3年で半減していけば、137が30年半減だから、どんどん、どんどん残っていくわけだ。これ、長期にわたって残っていくやつが今残っているわけだから、それが地中に入つていっているわけだから、地中を無視して、土壤汚染を無視して線量を考えるべきでないと私は思います。あくまでも環境省は地上1メートルだって言い張るけれども、環境省がそれを今までやつていなかつたら今後やるべきではないの。そういう考え方を持つべきだと私は思いますけれども、これは本部長のほうから回答ください。担当者は答えられる限界があるから、やはり今までわからなかつたことが出てきた場合に、それをまだ検討する考えがあるかどうか、その辺答えてください。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） まず、避難指示解除の一つの基準として20ミリシーベルトというものがあると。これに関しましては、政府全体で決めているものでございますけれども、今回議員ご指摘のように白血病の労災認定というものがあった。その関係についても、政府の中でどのようにこれを考えればいいのかということは検討しているところでございます。

それによりますと、まずこの労災認定の基準に関しましては、100ミリシーベルト以下の低線量の被曝の影響が科学的に証明されていない中で、被災労働者に対して迅速かつ公正な保護を行うという労災保険制度の趣旨に鑑みまして、労働者への補償の観点から定められたものであるということでございます。それに対しまして、避難指示解除の際の線量の要件でありますこの20ミリシーベルト、これに関しては、他の発がん要因によるリスクと比べても十分低い水準であるということでございまして、今回のこと踏まえましても、この20ミリシーベルトというものをすぐに見直すということは今政府としても考えていないと、このような状況でございます。引き続き、まずは20ミリシーベルトという基準があるわけですが、また一方で私どもとしては、今ある除染の技術を用いまして、できるだけの低減を図つていくということでございます。そのために、一度除染をしても線量が高いところまだ残つていれば、そこはフォローアップ除染などで対応していくと、こういうふうに考えているところでございます。

それから、もう一つのシーベルトとベクレルのことでございますが、私ども基本的にはその除染の効果については空間線量、シーベルトというもので評価、判断をしていくということが基本にならうかというふうに思っております。また、農地に関しましても、5,000ベクレルという基準が反転耕するかどうか、反転耕するのか剥ぎ取りをするのかという基準として用いているわけでございますけれ

ども、実際農地の除染をする際に、除染をする前にはどのぐらいの深さまで汚染があるのかというところを把握した上で剥ぎ取りの厚さを決めている、こういうことも行っておりますので、結果的に5,000ベクレル以下になっているのではないかと、こういうふうに考えている次第でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 私は、5番議員とちょっと関連しているのですが、私の心配しているのは今この除染の作業の進捗状況の1番の中で森林が99%、これはあくまでも家から何メートルというような森林だと思うのですが、実は私のうちもそうなのですけれども、うちの地域はほとんど森林に囲まれた地域であって、ただ除染が早目にやっていただいたのですが、毎回秋になるとふえてきている。高くなっている。これは、あくまでも常緑樹、針葉樹、ある程度自然の変化でその物事が、葉っぱとか落ちてくる。その葉っぱに実際ついてきて、それが堆積して土になってくる。実際に今まで除染をしていても、その形がたまってくれば、放射性物質からその出ている放射線がはっきり強くなってくるのではないかという心配と、あと現実に私も毎年はかっていますので、少しずつふえてきています、除染。そういうような形を考えると、やっぱり1回、2回ではなく、ある程度基準をつくってそれまで環境省が下げるべきだと私は思うのですが、その1点だけちょっとお聞きしたいのです。

○議長（塚野芳美君） 若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） 森林除染についてのご質問をいただきました。

ご指摘のとおり、森林の除染につきましては、まずは生活圏への線量の影響を速やかに下げるということで、宅地、農地また道路から20メートルの範囲で町内の除染を実施しているところです。今議員からのご質問、ご指摘ですと、例えばその落ち葉、何かが除染後にたまつて、そこで線量が上がることがあるのではないかということだったのですけれども、基本的には事故が起こった際に落葉樹であればまだ芽吹かない3月ごろの事故でしたので、ほとんど放射性物質は木の上の葉っぱにはついていないと、ついていたとしても、その年の秋には落ちていたであろうというふうに考えられておりまし、常緑樹でありますと、一般的な杉などですと大体3年で葉っぱが落ちますので、3年たった後にはもうほとんど今木の上にあるのはきれいな葉っぱであるというふうに考えられております。

その中で、線量が上がったということがあれば、ひょっとしたらその杉なんかの常緑樹が事故当時木についていたものが落ちたということがあり得るかもしれない。もしくは、葉っぱではなくてその土自体、少し森林がのりなどになっている場合には、除染していないエリアから土なんかが流れてきて少し線量が上がるというような、そういったことがあるのかもしれないと考えております。いずれにしましても、こういったところ、特にこれまでの環境省の他自治体での除染などでは、そののり尻部分というのが先ほど挙げました雨どいなどと並びまして除染後も線量が高いという傾向がございますので、こういったところもやはりしっかりと線量をはかって、フォローアップ除染で必要なところ

を対応していきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 前回も森林のことにご質問させていただいたら、そのような話はいたしました。

ただ、現実的にふえてきているというのは、今の実際的に当時の葉っぱについていたものがあるかもしれません。ただ、実際的に土に溶けて、実際的に根から木が吸い上げていって、その葉っぱにという可能性も十分あり得ると私は思うのですが、そういうことを実際に考えていらっしゃるのか。

それとあと、実際に今最初にお話ししたようにある程度下げていく。下げていかなければいけないということで言うのであれば、本来双葉郡については森林除染は、山の除染はやらないという形を言っていらっしゃいますが、実際的にそういうのも踏まえてこれから除染の方法を考えるべきだと思うのですけれども、そうでないと私たちも安心して向こうに住むということが判断できないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） 事故当時ではなくて、事故後に木が放射性物質を吸い上げて葉っぱに線量があるのではというご指摘でしたが、ちょっと済みません、正確な資料が手元にないのですけれども、植物が吸い上げて確かにセシウムなどが植物の中に入ることがあるというのは、林野庁の試験などからも結果からもわかっていますけれども、ただそういったものは事故のときにかぶったそういった葉っぱに比べると、非常にベクレルとしましては低いというようなデータが出ておりましたので、そういった葉っぱが影響で空間線量が上がってくるというのは、考えづらいのではないかというふうに思っております。

双葉郡の全体の山林の除染についてなのですけれども、今20メートル環境省のほうでやっているところなのですけれども、その20メートルより奥の森林などにつきましては、環境省としましてはまずはそこから放射性物質が生活圏に流れ込まないような、そういった流出とか動態の調査を実施しておりますし、またそういったエリアも線量低減などについては、今林野庁のほうでも実証試験などを行っているというふうに聞いております。引き続き、こういった知見がたまってきたら、新たな知見等踏まえて対応等の方針を決めていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 今の説明はわかりますが、これからフォローアップも含めてやっていくに当たって、人家に近い森林がどうしても線量が下がらないという場合は、はっきり言えば20メートル以上でも実際的にある程度調査して除染作業をするのかしないのか、その1点だけ教えてください。

○議長（塚野芳美君） 若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） 20メートル以上やる可能性があるかどうかということなのですけれども、こちらにつきましては、実は20メートルより奥やった場合

に線量が下がるのかどうかという実証試験をおととしに幾つかの自治体でやっておりまして、その際の結果では、やはりそのときは20から40メートルを実施したのですけれども、そこを実施しても林野部分の生活圏の線量というものはほとんど変わらない、要は効果がないということがその試験ではわかつております。

ただ、少数のポイントにおける実証試験でしたので、さらに周りをぐるっと森に囲まれているところであったりとか、その20メートルから40メートル奥のほうが非常に線量が高いなど、そういう特殊な実情があれば、当然その必要なエリアというのは除染せざるを得ないと思っておりますので、そこはしっかりと線量の調査をして、どの範囲を対応することが一番効果的なのかということを分析してやっていきたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 除染の結果についてちょっとお伺いしたいのですが、ゼネコンさんで除染前はいろいろと打ち合わせするのですが、一応ではいつから始まりますということで、あしたから入りますなんて連絡はないですよね。本来立ち会えばいいのですが、何分にも例えば郡山から富岡へ行くというのはなかなか大変なことで、終わってからでは一緒にその話を聞きましょうということをしているのですが、終わっても連絡は来ない。

私、今回で3軒除染していただいたのですが、3軒目の建物についてはまだ何ら、10月の初めに除染終わっているのですが、まだ報告書も来ていないし、終わったとも、完了していないとも来ていません。これは、いろいろと私のほうでも調べていって、除染は終わっていますよという報告がほかから入って、その事業者、ゼネコンさんではなくてその事業をやっている方から私聞いてこの報告を受けているのですが、環境省のほうではこの除染結果、例えば10月5日に終わった場合に、11月の例えば1カ月後ぐらいまでは結果報告書並びにこの立ち会ってくださいとか、私はあくまでも立ち会うということは最初からいであにも言っているし、もうゼネコンにも言っているのです。それにもかかわらず、こちらから除染結果報告書いただきたいのだけれども、では現地で待ち合わせましょうかといってからではないと来ないです。この辺はどういう指示を与えているのか、その辺から伺います。

○議長（塙野芳美君） 若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） 除染の開始、完了と報告についてご質問いただきました。

環境省としましては、当然ですけれども、宅地の除染作業入る際にはまず除染開始のタイミングと、完了したらそのタイミングについては必ず地権者の方に伝えるようにということで事業者には指示を出しておきました、特に完了した後、実際の作業完了からその除染結果報告書の取りまとめまで若干時間がかかるのですけれども、そこについては可能な限り速やかに実施するようにということで進めて

きてはおりますが、ただ実際にはそれができていないというような情報も、やはり我々のほうにもちらちらと入ってきてはおります。その点に関しては、大変申しわけございませんでした。

特にその終わった後、線量が前はこうだったのだけれども、除染したことによってこれぐらい落ちましたというのは、これ非常に地権者の方にとっても重要な情報になると思いますので、ご希望があれば必ずこれは立ち会ってご説明するようにしたいと思っておりますし、そのような対応について、これは速やかに確実に対応していくように再度環境省から事業者の方に指導監督を徹底したいと思います。それ、また後で個別にお話伺いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ぜひお願いしたいのですが、その辺の報告がないと安心ができないのです。

除染前、例えば1.3マイクロシーベルトだったと。除染後0.幾つだというような報告がないと、全然安心もできないし、私郡山へ住んでいるわけなのですが、郡山の場合はこれは市のほうの発注になって、市のほうで除染業者を決めて除染しているわけなのですが、とにかく早いです。これは、住んでいるから住んでいる人に迷惑をかけたくないということで、除染はではあしたから入りますとかもう日にちを決めて、除染終わった段階で大体このぐらいの程度になっていますから、きょうこれでこのぐらいで完了しますということで、それからまた1週間ぐらい過ぎて、今度改めてコンサルタント会社が、別な業者が来まして除染の測定をまたするのです。業者ではなくて別なコンサルタントです。そのぐらい徹底してやらないと、果たしてゼネコンさんがその正確な結果出しているのか出していないのかわからないのです。先ほど除染終わってからその調査をまた測定結果、測定業者を入れますということだったのですが、それは除染をされた業者、ゼネコンなのか、別な会社なのかどうか、それを私聞きたいのです。それはしないのか。そのまで終わりなのかどうか。そうではないと、除染した後で非常に難しい雨どい流れている汚水ますとか何かの正確なデータというのが出てこないのです、そこまでしないと。それで、我々それだけの機械持ち合わせてございませんから、その辺をやはりこのゼネコンさん、業者にも徹底してその辺もやるような方法をとっていただかないと、この地権者、我々としても非常に困るのです。その辺もう一度お願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） 除染の結果報告が届かずのご不安おかげしていることを改めておわびいたします。

環境省の除染でも、基本的に必ず除染の直前と直後に線量を代表的なところではかることとしておりまして、除染結果報告書というのは、それを取りまとめたものとなりますので、確実にその線量というものは測定していますし、現在富岡に入っている3JVとも、JVの中にそういった企業が入っている場合もありますけれども、その放射線の測定を得意とするようなそういった企業体が中に入っていますから、そういうところが基本的には線量をはかっております。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ぜひ町民が安心できるような除染をしていただきたいのです。

その辺、何かこちらから言わないと結果が出てこないというような状況ですと、まだ私のはうは全てこれで終了しているわけではございませんので、今まで3軒やってみた感じで、3カ所やった感じではそういう何か私のはうからアクションかけないと業者が対応していただけないということになっていますから、ぜひその辺を是正していただきたいと要望しておきます。

終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） まず、1点が先ほど答弁の中でほかよりちょっと高いところがあればまたフォローアップをしていくという話があったのですが、それはどの程度の線量がほかより高いというようなイメージを持っているのかというのが1つと、もう一つが今ほど10番さんの質問の中でお答えがあつたのですが、いろいろと入るときに今まで連絡がないという話は、今始まったことではなくて随分前からその話が出ていて、その答弁の中で今でもちらほら聞こえますよみたいな話しされているのですけれども、あと何カ月かで終わりですよね。それ、どういった管理をされているのかすごく不安なのですけれども、ちょっとその辺2点お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） まず、フォローアップ除染をする際にどういったところがその対象になるのかというか、先ほどの私の説明では取り残しの箇所であつたりとか、周囲に比べて高いようなところという説明をしたのですが、どの程度のところからそういう認識になるのかというご質問だったのですけれども、実は線量ではちょっと一概にここが対応箇所だということは言えない状況でして、要は宅地の中であっても、周りから線量が高い雨どいのところであつたり、のり尻のところであつたりということで、まずその対策箇所の規模のようなものがございます。どのくらいの広さがまだ汚染が残っているのかというようなことだったりとか、また本当にそこに線量が高いのだけれども、そこに放射性物質があるから高いのかということも、これも分析しないとそこが対策箇所かどうかというのは判断できません。要は、線量高いのだけれども、実はすぐ下のところではなくて遠くからの影響だというようなことになりましたら、そこを幾ら対策しても意味がないということになりますので、そういった要は高いところについては、規模であつたりとか、実際の線量の影響のもとというところを個別に分析して、これはここ対策したらさらに下げられるぞということになりましたら、その手法で対策していくと。要は、個別の判断という形になっております。

もう一点、先ほどもご指摘受けていた除染の際の事前の連絡、事後の報告といった件につきまして、こちらについては現在つい先月ですか、数件の事例について環境省のほうに訴えがありましたので、どの程度の規模でそれができていないのかということをちょっと今現場を確認しているところでし

て、それは事業者にはきつくは言っているところなのですけれども、それが確認できましたらもうすぐさまに対応したいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 1点目のほうはわかりました。どこに問題があるのかを確認して、高いところのその原因を追求して改めてということなので、それはやっていただかなければいけないと思いますので、お願いします。

では2点目については、多分以前からそういう問題があつて、きちんと対応されていたのだと思うのですが、今でも起きているということ自体私はちょっと納得できないので、そのあたりの今後のペナルティー等を含めた考えがあるのかどうかというのをお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） まずは、ちょっとどういったことでその連絡がきちんとできていなかつたのかということを確認したいとは思っております。

その結果によっては、指示書どおりできていないということであれば、さらに文書などで厳重指導するようなこともあろうかとは思っております。

○議長（塚野芳美君） 2番さん、よろしいですか。

○2番（堀本典明君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） ちょっとお待ちください。1回目の方終わってから総括で受けますので、1回目の方でございませんか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 除染後の線量調査を行うということなのですが、先ほど除染業者が行うというようなお話しされたと思うのですけれども、この除染業者というのは、例えばその1であれば鹿島のほうで維持されているかどうか確認するための線量調査を実施するということなのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（塚野芳美君） 若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） 済みません、ちょっと私の説明が少し雑だったかもしれません。申しわけないのですけれども、先ほどちょっと除染の事業者が線量をはかると言ったのは、それは除染作業の直前と直後に線量をはかるのですけれども、要は除染でどれだけ下がったのかというのを調べるための線量測定なのですが、それにつきましては、除染の事業者が測定いたします。

ただ、本日の資料ですと3ページ目の事後モニタリングということで、除染後一定の期間を置いて効果が確認されているか再度はかりに行きます。その際には、除染事業者以外の業者にこの測定を発

注してはかるというような形になります。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） わかりました。

その調査方法については、どういう形でやるのかを聞きたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） 調査方法につきましては、まずその除染の直前、直後にはかる調査方法、宅地を例にご説明いたしますと、大体建物1つにつき5点程度代表的な地点というものを設定しまして、そこで1メートル高さの空間線量、1センチ高さの空間線量、これは両方シンチレーションサーベイメータではかります。また、表面のCPMをGM管で測定いたします。また、あとは線量が特に高いと思われるような下などについては、それとはまた別枠でそう思われる箇所分だけはかってまいります。

基本的には、事後モニタリングのほうもその除染の際にはかったところと同じ箇所をはかってまいります。その一番最初に代表的なところとして、建物当たり5点程度あたりのところをまた同じ方法ではかるという形で実施をする予定でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） わかりました。

それから、町のほうでも除染検証委員会というのを立ち上げて、今ガンマカメラを使って調査をしているのですけれども、今後結果が出てくると思うのですけれども、そちらの結果は結構やはりガンマカメラを使っているということなので、大分正確ではあると思うのですけれども、それをちゃんと参考にしてやっていただけるのかどうかを確認したいと思います。

○議長（塚野芳美君） 若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） 富岡町さんのほうに、現在宅地のガンマカメラ測定というものをやっているというふうに聞いておりまして、このガンマカメラの撮影結果につきましては、この結果環境省に共有していただけるということでございましたら、当然その結果も考慮してフォローアップ除染の地点などは決めていきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 今の件につきまして、町のほうでその情報を提供していただけるのであればということなのですけれども、その点についていかがですか。

復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 今実際町のほうでガンマカメラとあとシンチレーションサーベイメータを併用して、メッシュを切った形で宅地の線量調査を行っております。

これは、主に当初行った改善されていない当初の一律的な除染した箇所についての調査を行っております。このことについては、除染検証委員会で説明申し上げているとおり、情報については取りまとめて環境省に提出したいということを申し上げておりますので、しっかりと国には情報提供してい

きたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 坂川本部長にちょっと質問、確認をさせてください。

国のはうでは、29年4月ごろ解除予定でいるというのだけれども、それが本当であるのであれば、今質疑応答した中でちゃんと工程がつじつま合うのか、私うんと不安なのです。何でかというと、まずその2、その3、29年3月までの工期が28年3月で何か終わらせて撤退するような話も聞いているし、1ページ目にある森林とか宅地のパーセントからいっても、本当にこれ今時点の数字なのかなという不安があるのです。そういういたもろもろの細かい質疑応答を29年4月に置きかえたときに、本当にこれできるのか。ましてや、3ページの除染のフォローアップ、今質疑なんかも聞いて、答弁も聞いていたのだけれども、除染終わった後に26年度発注だと思うのだけれども、除染前のモニタリング関係、鹿島JVさんで請け負ってやっていますよね。これと同じく、事後のやつ別に発注してやるのか。やるような答弁だったのだけれども、さっき。測定は除染事業者以外にということで答弁出たから、そのときに28年度にこれ終わるの。28年度からフォローアップ除染を行って、29年3月まで1年間で出たものを何件出るのだとわからぬけれども、面積的にも件数的にも。どれとってもちょっと理解しにくいのだけれども、私は。

こういうことが最終的に出てきているのであれば、作業しながら事後測定は除染工事業者がやっているわけだから、その状態で高線量のところは置きかえするのに何か協議しながら進んでいるわけだから、その中であえて除染事業者以外の測定待たなくともやっていかれると思うのだ。やれるやつから何でやっていかないのかなと思って。お金はかかる、日数はかかる、最終的に29年4月なんかどこも追つかないし、後に解体関係のやつも出てくるのだけれども、あの焼却の設備だって29年3月まで回して30年3月まで解体して撤去する。これまで解体関係も終わるのだと一緒なのだ。国のはうで出している資料のスケジュール見ると、どうしてもかみ合っていかないのだ。ただ単に29年4月、4月と言うだけで、帰るのは我々だから、ちゃんと帰られるようなふうに国が責任持ってやってもらわないと、子々孫々までかかるものだから、私は。その点本部長、今の状態でどういうふうに考えています。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 除染の今後のスケジュールに関しましては、1ページ目にも書いてございますけれども、宅地については今年度末までと。それ以外に関しましては、もともと29年3月という予定でしたけれども、なるべく前倒しをすると。今の考えでは半年程度前倒しをして、ですから来年の秋までに終えるということを目標にしているわけでございます。

その上で、フォローアップ除染に関しましては、こちらまた3ページのほうに書いておりますけれ

ども、一度除染をした上でさらに特に高いところについてはフォローアップということでございまして、今の予定では28年度に行うということでございますので、これもあとなるべく早く進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

なお、現在の除染の中でも、特に線量が高くなりそうなそういった場所については、他の部分より深く土壤を削り取るとか、そういうこともやりつつ、除染の効果が出るように配慮しながら行っているところでございます。しかし、それでは足りないという部分については、来年度ということになりますけれども、フォローアップの除染というものもできるだけ早く進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 今の答弁聞いていても、本当に現実味がない。除染工事を来年3月までやります。そして、事業者以外に測定は4月以降に入札で発注するのだからどうなっているのだからわからないけれども、この結果出てから高いところフォローアップ、何マイクロ、ベクレルとか、いろんな数値、目標値を置いていない状態でどこまでやるのだとというのもある。それで、これ本当に28年度まで終わるのかと言っている。終わらなかったら、29年4月云々という論議なんかできないし、当町では前にもう毎年1ミリ以下、0.23マイクロ以下でないと帰町宣言しませんと言っているのだから、これは国のほうもわかっているわけだし、当時認めているわけだし、本当にこのスケジュールが今の答弁のどれをとってもできるのですか。できるのならできるでいい、俺はできないと思っているから質問しているだけで。

だから、できるところから何で順繰りやっていかないのだというの。除染事業者以外に測定してとかでなく、事業者に事後測定して高いと思ったら、その工事期間の中でやっていくとか、そんな1年も前倒しにその2、その3持つてこないで。逆に発注者側がその2、その3、29年3月までの工期のやつ、28年3月までではい、いいですよとなったときに、この区間の中高線量が出たらば職務怠慢だこの業者。そこら辺、もろもろのやつ現場をよく歩いて状況判断して、今までの資料をもらってよく判断してもらいたい、本部長に。総責任者だろうから、福島の。本部長に答弁して。

○議長（塚野芳美君） どちらですか。

坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 今行っている除染、つまりフォローアップではない今行っている除染においても、その事業者がモニタリングをして、それでかなり高いというところについてはその工事の中でやっていくという、そういう工夫はもう既に他の市町村でも行っていますので、そういうことは可能なので、そういうことはやっていこうと思っています。

ただ、それをやった上で、さらにもう一度事後モニタリングをして高いところがもし残っていればさらにフォローアップ除染を行うと、こういう考え方でございますので、できるだけ今の除染の中で高いところが残らないような、そういう工夫はしてまいりたいというふうに考えております。

あと、1ミリシーベルトに関しましては、これは長期的な目標ということで掲げておりますので、来年度にそこまでというところはなかなか難しいと思っております。その点はご理解いただきたいと思います。

○11番（高橋 実君） いいです。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） まず、4番議員とは関連でございますが、ここに居住制限区域のもし除染後も避難指示解除の要件を満たさないおそれがある場合は、より丁寧なフォローアップ除染を行いますうたってあるわけでございますが、今までの答弁を聞いておりますと、その要件というのはあくまで年間20ミリというふうに聞こえるわけでございますが、これ長期的には1ミリを目指すということであっても、例えば29年3月までの短期的にはこの要件が20ミリであればよろしいというのであれば現実的になかなか帰還というものは困難ではないかと思いますけれども、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君） 資料の3枚目より丁寧なフォローアップ除染に関連のご質問いただきました。

まず、このフォローアップ除染、これまで説明していたフォローアップ除染というものは、これについては特にその線量の要件とかなくて、町内全ての宅地などを対象に高いところ、残ったところというようなところを対策していくものですので、まずこれは全て調査した上で必要なところはやります。

この2つ目のものというのは、どういうものかというと、そういうことをしてもなお年間20ミリシーベルト以上の被曝のおそれがあるような、そういった宅地が我々としてはもうそれは残らないような除染をしっかりとやりたいと思っているのですけれども、万が一残ってしまった場合には、これまでとはちょっと違う手法のフォローアップというのも検討しなければならないということで現在考えている、そういった趣旨となっております。

○議長（塚野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 除染についてでございますが、表にあるとおり50%下がったよということ、十分に理解しておるわけでございます。

ですけれども、基本的に数値目標というものが設定されておりませんので、結果的にやったら50%下がったよと。果たしてその50%下がったこの結果が町民が帰郷するのに安心して帰郷できる数値なのかというのは全く別ですよと。これは、考えなくてはいけないと思うのです。ですから、先ほどから言いましたけれども、フォローアップ除染というのは、周りから比べて高ければ丁寧に除染しますよと。どの辺まで数値を持っていくかということは、一言も言っていないです。ですから、この数値

はあくまでも20ミリから100ミリの間は政府の考えですと大丈夫ですよということで、20ミリというのがこの線なのか。そういうことであるとすれば、29年3月に全て除染が終わった時点で富岡町民が帰還するということになった場合、ほとんどの町民は帰還しないです。ですから、この要件というのはどうなのか、はっきりお答えください。数値で言ってちょうだい。

○議長（塚野芳美君）　若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君）　まず、線量目標がないというご指摘からだったので、環境省の除染の実施の方法についてちょっとご説明いたします。

今環境省がやっている除染につきましては、まずは試験施工というものを実施します。例えばふき取りであれば何回ふくとこれ以上落ちなくなるのかというようなものを少し狭いスペースで試しにやってみて、例えば縦に3回で4回目からもう線量低減が見られないとなれば、3回という方法がこの地域での除染方法というのを決めて、要は下げるだけ下げるしっかりとした手法というものを決めて全域をやっていくと。削り取りの厚さであったりとか、そういうしたものもそのように決めて実施をしておりまし、さらに除染が実施された後も、これは発注者、環境省のほうで抽出して確認調査というのも実施しています。要は、そこを除染が終わりましたよというところを除染したのと同じ方法でもう一回やってみて、それでもしさらに下がるようなことがあつたら、それはしっかり除染がされていないではないかなということで、再度除染の指示を出すことになりますが、そういうちゃんと落ちていることを確認しているということで、まさに今回我々の知見で知っている落とせる、この除染の技術で落とせるだけの低減というところを図っているところでございます。その中で、数値目標がないではないかと。そこになるまで何回もやらないのかというふうなご意見もあるかと思いますけれども、同じ方法で同じ箇所、しっかりやったところを何回もやっても、やはり効果というものは得られませんので、今の方法でできるだけ落とすというところをまずやるしかないと考えております。

フォローアップの除染の基準につきましても、先ほどご説明したとおりで、実際の汚染箇所というものを詳細に調査をして把握をしてそこを取り除く。要は個別の判断となりますので、申しわけないのですけれども、何マイクロだったらやるとか、何マイクロ以下はやらないというようなことは明確には決めておりません。

以上となります。

○議長（塚野芳美君）　8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君）　先ほどからもう何度も説明お伺いいたしましたが、除染をこういう方法でやつたよとか、こういう方法でやると下がるよとか、それは十分みんなわかっているのです。

ですが、29年3月、4月には少なくとも早ければ帰町しますよということであれば、町民が一番町民にとって重要なのはその結果なのです。その方法ではないのです。1回やつたとか3回やつたとか、こういうふき取ったとか、そんなのどうでもいいのです。結果、町民が安心して帰還できるような数

値になるかということなのです。

数値につきましてはいろんな考えがあろうかと思いますが、例えば事故前はここは特別な地域だから住宅に適しません。管理区域ですよというのは、年間5ミリだったのです。それで、自然界は1ミリですが、富岡町はそれ以下だったのです。ですから、その結果としてこの要件があくまで20ミリだということであれば、なかなか町民には帰還するのは私は適さないと思っているのですが、あくまでこういう方法で周りより高いからやりますよとか、こういう方法ですと何回ふき取ったからどうだと。町民にとって一番大事なのは結果ですので、その辺をしっかり最後の質問ですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課専門官（若松佳紀君）　まさにそうです。除染での結果というのは線量がどれだけ下がったということですので、繰り返しになってしまいますけれども、可能な限りの低減を目指して除染を実施しておりますし、これからもフォローアップ引き続き残りの除染のところはやっていきたいと考えております。

ただ、一方で避難指示の解除に向けた要件というのも国で決めておりまして、そちらについては年間20ミリを確実に下回るということがこれが確認されましたら、線量要件としては満たされるということがこれは国全体としての見解ですので、それに従って今後解除の議論等も進むものと考えています。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございますか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君）　今のずっとやりとりから数字とかいろんな問題聞かせてもらって、まず5番議員さんの冒頭のやりとりの中で、本部長のほうは20ミリという数字を言いましたが、まさに国で決めている基準ですよね。それが我々にとってはすごく障害になっているのです。除染は一生懸命やつてくれているのだとは思いますが、除染した後のフォローアップ除染も、言葉で聞くとすばらしい言葉なのです。下がらなかつたところは、再度もう一度下げる努力します。その下げる努力しますよという言葉の意味は、我々捉えているのは1ミリを目指すということですので、1ミリまで下げてくれるのかなという期待あるのです。ただ、簡単に1ミリまでは下がらないから、フォローアップ除染で2回、3回やって、できるだけそれに近づける。言っているながら、20ミリという数字がひとり歩きしているわけです。

だから、フォローアップ除染はでは何ミリでやるのだと。幾ら、何マイクロ以上であればフォローアップ除染するのだ。今も言ったように、我々は年間被曝線量1ミリ以下の数字、コンマ23ですか、それに達しないところはやっていただけるものと思っているのですが、環境省さんはそういう考えないですよね、20というものを要は国の決めたのを盾にしていますから。だから、そんな数字では帰れないですから、フォローアップ除染は、まさにこの言葉どおりきれいになるまでフォローアップ

除染でやりますよというのであれば、私は理解はできるのです。フォローアップ除染だって、恐らく1回やつたら終わるのかなと思うのです。そんなのは、フォローアップ除染と言わないのです。除染がまずかったからやり直すという考え方です、我々から言わせれば。だから、その辺をきちんと数字的に決めて、例えば年間の被曝線量1ミリまではいかないけれども、とりあえず帰町宣言するまでは2ミリとか3ミリは絶対そこまでは落とすよと。それで、国との話の中で帰町宣言してほしいのだという話ならわかりますけれども、あんたら20ミリで帰町宣言させようなんていう考えは、私は大間違いだと思っています。やっぱり住む人にとっては、少なくとも事故前の数字に戻してくださいと、100人は100人中みんな言うわけですから、それは無理だというのは、環境省さんからも何回も聞いているし、我々もそれは多少理解できる部分はあるのです。だけれども、その数字が20ミリなんとは、誰も聞く耳持ちません。実際聞く耳持ったところもあるのでしょうかけれども、帰町宣言したところは、20キロ圏内で櫻葉さん、川内さんですか、恐らく1ミリは確保できていないのかなと、そういう部分がいっぱいあろうかと思うのです。だから、その辺をやっぱり明確にしてくれないと、ではフォローアップ除染で何ミリまで下げる努力するよということをきちんと言ってもらわないと、我々20ミリとしか捉えていないのです、ぜひその辺をきちんと言ってほしいのです。

あとは、下がらない原因の一つはやっぱり乱暴です、除染の仕方が。というのは、私こういうあれがあるのです。現場に行って、きょうで除染終わりですと。私ある人に頼まれて行って、いろいろ現場を見て、その作業の長ともしゃべったのです。きょうで終わりだと言うから、ここしていないのではないか、あそこしていないのではないか、ここふき取ったのといろいろ聞いたのです。すると、ふき取りました。あんたらふき取っているはずないでしょう、これ。というのは、うちの前に下屋を落としてあって、下屋は切り落としてありますから、その木にペンキ塗ってあったのです。ペンキ塗ってあったのが長年たっていますので、ペンキがみんなめくれて、魚のうろこみたいにめくれているのです、柱でも何でも。そのめくれがそっくり残っているのです。ふっと吹けば飛ぶようなめくれが全部残っているのです。これでふき取ったのと。どんなやってふき取ったの。私が手ではぱっと1回やつたら、みんなばらばらと落ちたのです。それでもふき取ったと言い張るのです。あと2階のベランダ、手すり曲がっていて真っ赤にさびていた。あんたら、手すりも全然ふき取っていないでないのと言ったら、手すりが壊れそうだからさわれない。では、さわれないのだったらみんな取ってしまえ。取らなかつたら除染ならないだろうと。何で持ち主に聞いて取ってしまわないと言ったら、壊れそうなのにはさわるなという指導がされている。そんな除染やつたって、幾らやっていたって落ちないでしょう。私は、そんな除染やつたら絶対数値なんか下がらないと思います。環境省さんは下がると思いますか。自信持って下がると思うのであれば、下がりますと言ってください。

だから、そういうのが日本の指折りのスーパーゼネコンさんたちが来ているのです。そういうスーパーゼネコンさんのやる仕事がそういう仕事なのですか。そういうすばらしいスーパーゼネコンさん、世界にも指折りのスーパーゼネコンさんたちがそういう仕事をして、それをうのみにして除染してい

ますと言っているのがそれを守るべき環境省さんの姿なのかなと私思ってがっかりするのですが、やっぱり下げる気になれば下がるのです、本気になって下げる気になってやってくれれば。それ、隣同士の境に木があります。こっち、右隣では切ってください。左隣では承諾書も何ももらえないから切れません。これは、個人の財産だからそれはしようがない部分あります。本当に下げようとしたら、百度参りしてもやっぱりそれは切って取り除くとか何とかしてやらないと下がらないです。だから、そういう努力しないで下がらない、下がらない。では、原発作業従事者の20ミリを引用してきましょう。5年で100引用してきましょうというのが私は実態だと思っているのです。

だから、これは環境省さんが悪いとかどうのこうのではなくて、我々は戻って住まなくてはならないのですから、やっぱり体に危険のない数字、町民が納得する数字まで戻してもらわないと、これは帰町宣言もできないし、どうにもならないです。その辺、本部長はどう考えているのですか。国ですから、20ミリというのは崩せないでしようけれども、その辺をどう考えているかなのです。だから、数字言葉ではその線は崩せなくても、もう少し丁寧な除染をしていただきたいというのが私のお願いです。どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 20ミリシーベルトというこの基準を下回ったからといって安心できないというご意見は、いろんなところからお伺いをしておりますし、また富岡町よりも早い段階で避難指示の解除、またそれに向けて議論している中でも、そういうご意見に対してご意見をいただきながらいろいろご説明をしているという、そういう状況でございます。

私どもとしては、20ミリシーベルトというのは最低限といいましょうか、少なくともそこは下回らなければいけないと、こういう基準というふうに考えておりまして、それ以上できるだけ下げていくということが重要であるというふうに考えているところでございます。ですから、フォローアップ除染について、これもしっかり取り組んでいきたいと思いますけれども、なかなかどこまで下げができるのかというのは、実はその地域によって多少の違いがあります。もともとの線量がどのくらいであったのかということですとか、その場所、場所の土地利用がどうであったのかというところによってもどうも異なるようでございますので、今この段階でここまで下げますということを数字でもってお示しするというのは、ちょっとなかなか難しいということでございますけれども、しかしいろいろご不安があるということはいろんなところでお受けしておりますので、我々としてはできるだけの努力をして下げていきたいというふうに考えている次第でございます。

また、今ご指摘があった除染のやり方、必ずしも十分できていないのではないかと、こういうご指摘もありましたので、その点については再度もう一度確認をして、そういうことがないように十分に除染するように努めてまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。まさにそうしていただければ、ちょっとでも線量の

低減につながるのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

前にも私言ったのですが、20キロ圏内、国の直轄除染だということで、国が出向いてきてもう直接現場の指揮してやってきれいにするのだ。最初は、20キロ圏内の町民はもう手を挙げて喜ぶくらい、国は本気になってくれているのだという思いがありました。ただ、実態を見ますと20キロ圏外の市町村のほうが除染の仕方でも、その業者のいろんな取り扱いでもすばらしい手法で皆さん本気になってやっていると。20キロ圏内は、スーパーゼネコンさんに半分以上持っていかれて、残るものはかすだけ残って、地元がかすをやっているような話です。それが現実なのです。だから、それはそれで地元は泣くとしても、せめて線量くらいはきちんと下げてほしいと。やるべきことはきちんと、ふき取り3回で3回以上はふき取っても効果がないとすれば、3回はきちんとふいてほしいと。ふき残しあつては絶対落ちませんので、3回云々の話ではないのです。それだけをお願いして、強く要望して私質問終わります。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、総括で賜ります。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 実は、先ほど5番議員のことについての関連なのですけれども、やはり放射能の事故以前にも、平均的に甲状腺になるという人は割と少ないのです。今度震災があったから甲状腺患者がふえたかというと、これも大したことないのです。問題は、やっぱり白血病なのです。これにかかったら死ぬか。歌舞伎の団十郎さんなんか、発見してから2年で亡くなりました。俳優の渡辺謙さんも、同じ白血病だけれども、彼はアメリカに行って、当時のお金にして1億2,000万円で血液を全部入れかえたと。そういうことがあるので、ドクターに言わせると、甲状腺はいわゆる豆粒ぐらいだったら手術しても跡は残らないと。その数も少ないと。しかし、白血病になったら、もう死を宣告されると同じだということなのです。

こういうときに、国はどういうような対応をするのか。医療費全額持つか。もちろんこれ、白血病は保険ききませんから、その場合にやはり甲状腺よりもむしろ白血病のほうが非常に恐ろしいということで、そういう20キロ圏内の人間にそういう症状があらわれたときの責任体制というのは、国ではどういうような対応をされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 今のご質問に対しましては、なかなか環境省のほうでお答えするのは難しいことでもございますので、そのことについては、ちょっと関係省庁での考えなどももう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

○13番（三瓶一郎君） 終わります。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、午後1時まで休議いたします。

休 議 (午前11時55分)

再 開 (午後 零時59分)

○議長（塙野芳美君） それでは、再開いたします。

1の除染の状況についてであります。質疑は終了したのですけれども、坂川さんのはうから訂正の説明がありますので。

坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 午前中の私の答弁の中で、20ミリシーベルトに関しまして、解除の際の基準というふうに申し上げたかと思いますが、正しくは基準ではなくて要件という言葉を使っておりますので、その点訂正させていただきたいと思います。

申しわけございませんでした。

○議長（塙野芳美君） この件につきましては以上で終了いたします。

次に、付議事件2に入ります。

家屋解体の状況についての説明を求めます。

中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） 環境省福島環境再生事務所の建物解体廃棄物処理推進室の中川と申します。本日はお時間いただきまして、ありがとうございます。

私から、建物の解体工事につきましてご説明をさせていただきます。座って失礼をいたします。

1枚紙を配付させていただいているだけでも、富岡町の被災建物解体工事についてという資料でございます。1つから4つまでございまして、この紙に従いまして説明をさせていただきます。

1つでございますけれども、現時点におきます建物の解体工事の申請、富岡町の住民の皆様からの解体、建物解体申請に応じて行ってございますけれども、現時点で914件申請を頂戴しております。

続きまして、ではその中でどれだけ今解体が行われているのかというものが2つと3つでございます。2つでございますが、昨年度の解体実績でございまして、①から③の3つの工事を行わせていただきまして、合計35件解体を実行させていただきました。

3つでございますが、今年度大きく解体工事を富岡町におきまして動きを加速化させているところでございまして、工事が5つの工事で進めさせていただいているございます。この表にありますとおり、件数といたしましては④の工事が一番大きいものでございますが、③、④、⑤というものが主な工事でございまして、③が全壊の建物の解体工事を集約したものが73件、④が全壊以外の建物を391件、⑤が富岡駅前の曲田地区の解体工事26件ということで、今発注工事を発注をさせていただいていると

ころでございます。

進捗状況でございますけれども、一番右の欄の解体済みというところございますが、④と⑤につきましては、工事が⑤につきましては先週着工をさせていただいたところでございます。④につきましては、来週にも着工と考えてございまして、この大きな工事が来週以降本格的に11月以降始まっていくという状況でございます。ただ、着工が来週と申し上げましたけれども、左の欄で三者立ち会いという方がございます。これは、所有者の皆様と受注者、あと環境省が現場に実際に事前に一緒にお会いさせていただいて、どの物件を壊すべきなのかというところを慎重に判断をさせていただくために行わせていただいておりまして、④の工事も⑤の工事も三者立ち会いというものは一定程度進捗をしておるところでございます。

最後、4つ目でございますけれども、上記のとおり27年度発注分につきましては、順次解体工事に着手しているところでございます。

2つ目の丸4つ目でございますけれども、申請件数914件ございますが、そのうち3つ目にはありますとおり500件ほど今年度と。そうしますと、残り26年度、27年度の件数を引きますと350件ほどまだ手つかずのものがございますけれども、今後発注に向けて現地調査、権利調査というものを行っていきたいと考えてございます。

最後でございますけれども、富岡町の復興の加速化のために、まず発注の前段階におきます現場に行って、どういう建物なのかを確認させていただいたりですとか、そういった現地調査、権利調査というものを速やかに行わせていただきまして、完了次第発注手続を迅速に行っていきたいと考えてございます。

加えまして、一部その家屋の解体の申請に際しまして、住民の皆様から東京電力様の賠償の関係で疑問点があると、そういったお声多数ございまして、そういったものと環境省の解体の関係が不明瞭なので、解体の申請がなかなかできないというお声を頂戴してございます。そういった住民の皆様の疑問に一つ一つ丁寧にしっかりと答えさせていただきたいと考えてございまして、先週でございますが、東京電力様と一緒にQ&Aをつくろうと、そういうことで疑問を解消いたしまして、一件でも多くの家屋の解体申請をいただくように努力をしてまいりたいと思っております。このQ&A、間もなく来週、再来週にも配布を環境省からさせていただきたいと考えてございます。こうした努力をさせていただきまして、解体工事しっかり安全、安心でまた迅速に進めていますように、環境省精いっぱい努力してまいりたいと思ってございます。

私からは以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 2点ほど質問させてください。

まず、1点なのだけれども、空き家でもともと人が住んでいるのかいないのかわからない家、所有

権者が亡くなったのか、あと相続人がどこにいるのかわからないと、そういうたものは今の環境省の説明では解体申請があったものについてということだから、いつまでも申請は上がってこないと思うのだ。そういうた建物を後でごたごたしないような何か国が責任を持って解体することができるというような、もし法律がなければ、この際そういうものをつくるべきなのかなと思うのですが、それが1点です。

あともう一点は、午前の除染のところでも結構難な除染というものがかなり議員の中からいろいろお話をありました。これ、件数見ると500件とか、あと残ったのが三百幾らで、環境省のほうからまた発注があるとかと今話ありましたけれども、このくらいの件数でまだ住民が戻っていないから、解体は思い切ってバックホーンを動かしながらできると思うのだ。であれば、発注はゼネコンでなくたって、わざわざハードル高いルールをつくってゼネコンでなければ受注できないというようなルールをつくらないで、地元業者にやってもらつたって、丁寧にやってもらわれると思うのだ。本当は、結局建物しかだめなのだけれども、いや、誰々さん、ここもやってあげるからとか、この柿の木抜いてやるからとか、この杉の木の根っこも起こしてやるからとか、ブロックも取ってやるわとか、やはり知り合いにやってもらうのが物すごく安心できるという部分もあると思うのです。環境省は、やはり何かゼネコンでなければだめだと、今までのやり方を見ていると、物すごくそういうものを感じるのだけれども、その2点、中川さん、回答してください。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ご質問ありがとうございました。

1点目でございますけれども、空き家や所有者がわからないような物件の解体ということでございますけれども、現時点では大事な財産の解体ということで、申請をいただいたものの中から行わせていただいているということでございます。現時点では、所有者が判明していないことですか、空き家だからそれを解体をすべきですか、そういうたところの検討というものはまだ十分にできていないというところでございますが、実際に町の復興ですかそういったことにつきまして、そういうた個別の問題が発生すれば、また個別にご相談させていただければと思ってございます。

2点目でございますけれども、大手のゼネコンでなくても地元の事業者が受注をしたほうが寄り添った家屋解体ができるのではないかというご質問であったかと思いますけれども、環境省といたしましては、地元の事業者の方にやっていただくということも重要な1ポイントだと考えてございまして実際27年度の発注ののでも数件、数工事受注をしていただいているところでございますし、あと大手のゼネコンさんがとられた場合でも、その業者下請の方、そういうたところに地元の事業者を活用するようにということをしっかりと指導してございますので、そういうたところで住民の皆様の心に寄り添った解体ができるのではないかというふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） まず、最初の解体のほうなのだけれども、やはり一つのルール、建物に張り紙をして申し出てくださいとか、何日間、1ヶ月とか例えば2週間とか、あとは官報に記載するとか、やはりある程度法的な根拠をつくらないと、幾ら中川さん、そういう案件が発生した場合町当局とお話ししますと言っても、法律に基づいた仕事しかできない環境省では、やはりできないものはできないというふうに答えは返ってくるとしか思えないのです。だから、そういうふうな障害が発生しそうな案件は、先回りしてそういうルールづくりも私は必要ではないかなと、そういうふうに思います。

あと、2点目のこの辺の言葉で言う、までいに作業ができるという言葉なのだけれども、今中川さんの説明ではゼネコンがとっても地元の企業さんに仕事を落としているから、それはまでいにできますよという答えだったのですが、これ除染に置きかえて考えた場合に、除染も全部ゼネコンなのです。ゼネコンは、ああ、そこまではやることないから、これゼネコンの命令でみんな地元の企業動いているから、だから地元にゼネコン経由で行っているからいいのだではなくて、結局は血が通っていなくてそういう作業になりがちだから、だからという考え方で今言っているわけ。そういう枠を。例えば50%はゼネコン、50%は地元とか、もう少し地元枠をふやす考えはないかということを再度質問します。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ありがとうございます。

1点目のほうでございますが、貴重なご意見として頂戴させていただければと思います。

2点目でございますけれども、こちらからは解体工事の受注者の方にはしっかり家屋の解体をする前に家の中の重要な貴重なもの、思い出の品ですとかございますので、そういうものを丁寧に扱って、住民の皆様の気持ちに沿った作業をするようにということは指導をしっかり徹底しておりますけれども、さらに除染の先ほどの質問にあったようなことがないように、家屋解体側でもしっかり指導してまいりたいと思います。

今後の発注のあり方につきましては、今現時点ではこの27年度発注分の工事がうまく進むように注意力を注いでおるところでございまして、今後につきましてはこれから議論をさせていただきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） いいですか。

そのほかございませんか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 幾つか質問させてください。

まず、今回解体を発注されたと思うのですが、その大体発注された、言える範囲で結構ですが、発注された方たちの大体の規模、簡単に言いますと、この会社はどのくらい、何戸また何軒やるとかというのがわかるところだけでいいですが、教えていただきたいと思っています。これはなぜかという

と、除染のときもお話ししましたけれども、やっぱり町民の方たちは地元の方にやっていただきたいという希望は強く持っています。そうなってくると、地元企業にやるためにには、やっぱり大きい規模ではなかなか難しければ、ある程度小規模で分けてやっていただけないかなということは、除染のときもお話しさせていただきました。

あと、この解体する工期です。基本的にどのくらいで終わらせていくのか。それによって、ある程度できる企業もできない企業も出てくると思いますが、その工期の問題も出てくると思いますし、あと先ほど3番目として説明された中で、三者の立ち会い、これ立ち会いというのは一番重要なと思います。持ち主と環境省と解体する方たち、その意識が合わないと、それも長年住んでいた家でもございますので、やっぱり持ち主としてはすごく、気になってくる問題点だと私は思っております。その点の問題点と、もう一つあとこれからやっぱり解体するに当たって、いろんな作業工程の無理があるのではないか。その点も踏まえて、工事は先ほど工期とも絡んできますけれども、無理なきその工事を計画しているということをされているのだと思いますが、その点もう一度聞きたいと思います。

4点お願ひします。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）ご質問ありがとうございます。

工期の関係からお答えさせていただきますと、27年度の工事①から⑤ございますが、⑤につきましては、年内を工期と考えてございまして、下からで恐縮ですが、④につきましては年度内、来年3月末、そのほかにつきましては、1月末を今考えてございます。

その工程がそれは可能なのかということについてでございますけれども、特に一番大きな④の工事につきましては、11月に着工で年度末、あと数カ月でございますが、受注者との間で可能な班体制を確保できるように確認をしてございますので、これから毎月80件、100件、そういうペースで家屋の解体がこの④工事が進んでいくことで年度末までの工期を達成していきたいというふうに考えてございます。

三者立ち会いにつきましてでございますが、ご指摘のとおり三者立ち会い非常に重要なものだと考えてございます。環境省の三者立ち会いをする趣旨でございますが、単にその物件を確認をするというだけではなく、住民の皆様と実際に会いまして、どういった思いで家屋解体の申請をしていただいですとか、そういうところまでコミュニケーションしっかりとさせていただきまして、いつごろ着工に入る、いつごろそれがでは終わるのかということをしっかりと環境省側から伝えさせていただく、そういうコミュニケーションのツールとしても三者立ち会いというものを活用させていただいておりますので、ご指摘のとおり重要なものだと考えてございます。

一番最初のご質問の発注の規模ということでございますけれども、やはり先ほど申し上げましたとおり、今後どういう規模で発注するのかというのは、環境省の中で議論が必要だと考えておりますの

で、今この場で申し上げるということは困難でございますけれども、地元の方の受注がスムーズな解体につながるのではないかというお声というのももいただいておりますので、そういうものはどういうふうにこれできるのかというのは、議論をしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 中川さん、発注済みのものも内訳が公表が可能であればということも聞いておりますので。

中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）発注済みの、下請の方の内訳ということ……

〔「件数です。解体する件数」と言う人あり〕

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）解体する件数。

〔「要するに何社かに分けてと、済みません」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） どの会社に、ですからどこに何件くらい発注したかということを聞いています。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）その①から⑤でございますか。

〔「今回の解体についてです」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）

①から⑤の受注をされた企業様ということでよろしいでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 6番さん、もう一回はっきり言ってください。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 今回一括して391件という形で出ていると思うのですが、これが何社かゼネコンにしても分けているのかどうかもちょっとわからなかつたので、聞きたかったのですが、これ一括であれば一括でいいのですが。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）ありがとうございます。大変失礼いたしました。

④の工事につきましては、鹿島建設さんがJVを組んで受注をしてございます。

〔「鹿島さん1社だけ」と言う人あり〕

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）鹿島さん、三井住友さん、飛鳥建設さん。

○議長（塚野芳美君） 6番さん、よろしいですか。

そのほかございませんか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 先ほどの件とダブるのですが、例えば富岡町にも相続放棄建物というのもあるのです。そういう建物を解体に、危険な建物の一つのうちにきている。まだ解体されていない物件なのですが、恐らく発注にはなっているのか。先ほどのお話だと、権利関係のそういう問題とか、相続放棄している建物ですから、誰に、だからそこは恐らく弁護士さんとかいろんな方、国においても抱えているでしょうから、その辺の建物というのは速やかに本来は何らかの措置ができるはずなのです。何か前も新聞にそういう建物は順次空き家対策の一つとして解決するというふうな、国の方で解決して解体するというようなことを言っていたのですが、現実にまだ本当にこの前環境省さんに聞いたときには、そういう危険な建物が今その解体の順番だと。それを終わってからこの全壊建物に着手するということで、この全壊建物のうちの73軒のうちの13軒しかまだ解体は済んでいないわけです。ということは、この危険な建物の、13軒ぐらいだろうと現在思っているのです、解体したのが。どうなのか、その辺のこと。この危険な建物であるがゆえに、本来は終わっていなければならない段階なのです。私きのう、おととい富岡町へ行ってきましたところ、まだ全然進んでいないと。まだこんな傾いている状態で、いつ倒れてもおかしくないような建物が相続放棄建物なのか。放棄しているから着手できないのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思う。そういうことを調べているのかどうか、その辺から聞きます。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

未相続の建物なり……

〔「相続放棄」と言う人あり〕

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） 放棄されている建物についてでございますが、環境省のこの解体工事は、所有者様の申請に基づいて行わせていただいておりますので、そういったところまで今は何か対応しているのかと問われますと、対応していないという状況になります。

また、全壊の建物13軒、本来であればすぐに解体をしなければならないというご指摘でございますが、おっしゃるとおりでございまして、この③の工事、1月末までに完了できるように全力を尽くしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） だから、私言っているのは、その相続放棄をされている建物に何かその辺の、

今まで過去において楢葉とか広野とか解体されてきましたですよね。早いところでは、もう例えばいわきとか何かの建物も、そういう中にそういう相続放棄建物というのは残っている、今まであったろうと思うのです。どうされていたのかどうか。そういうことは、全然着手していないのか、今まで。そのままの状態で置かれているのかどうか、その辺は。全然今までそういう建物に遭ったことないですか、環境省のほうで。その辺伺っております。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）
楢葉町さんですとか、そういったところの解体でそういったご相談をいただいたことはないというのが現状でございまして、いただいているという現状はないということでございます。

○議長（塙野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） それでは、私のほうから後、終わりましたらその建物お知らせしますから、調査をして速やかに解体できるようにお願いしたいと思います。

それと、先ほどのこの件数、今年度の件数の11月9日着工、10月30日着工の建物のゼネコンが鹿島建設JV1社というふうに聞いておりますが、なぜ鹿島さんだけに、だからおくれている原因の一つがそこにあるのです。今までも、例えば除染とともに重なり合って、除染と解体の担当者が違うといえばそれまでなのですが、今きのう、先月この解体が始まったわけではないと思うのです。もう3ヶ月前ぐらいから私は解体は入っていると思うのです。それで、まだこの件数でしょう。これで、果たしてこの鹿島JV1社だけに絞って、あと地元業者の全壊建物数社と、これは確かに私も見てわかつております。どこのあが地元の業者がやっているかというのは、それは確かめているのですが、だけれども、富岡町全体を考えても、この居住制限区域の中でも清水JVもあるし、大林JVもあるのです。同じ居住制限区域の中で、その鹿島1社に頼む、JV1社にすること自体が私はこのおくれの原因をつくっていると思うのですが、その辺改めてもらわないと、なかなか今年度中にこの調査して500件の建物を解体するということは無理が出てくると思うのです。だから、この除染と同じく簡単、これでいいやというような方法になってもらうと非常に困るのです。もう少し比重を地元業者に割り当てていただかないと、地元の人も納得しないし、町民としても納得できないのです。そんな無理な、鹿島がスーパーゼネコンであっても、清水もスーパーゼネコンなのです。大林もスーパーゼネコンなのです。どこが一番このスーパーゼネコンのうちで上位を占めているかといつても、それは全て同じなのです、大体上位5社というのは、どこのJV業者を見ても。その辺を考えて、富岡町全体を考えてこの解体のあり方というのをもう一度見直すことができないのかどうか、最後に伺っておきます。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）
ありがとうございます。

相続放棄の件でございます。後ほどまたお話を頂戴できればと思います。

④の工事の鹿島建設さんが受注されている件でございますが、この解体工事も国の事業でございまして、我々が鹿島さんにお願いをしたというのではなく、競争入札の結果、鹿島さんが受注されたということでございまして、そういった公共工事の入札に従った手続で最終的に鹿島建設さんが受注したということでございます。

また、工期、今年度中に終わるのかというご質問でございますけれども、鹿島建設さんと我々密にコミュニケーションとさせていただいておりまして、しっかり決められた工期の中でこの決められた件数を解体をしっかり行わせるように、発注者として責務を果たしていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（黒沢英男君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 今の話で、指名競争入札で鹿島さんがとられたということなのですが、先ほど来除染のときもありましたが、除染のその1工事、非常に今でもクレームが多くて、先ほどの答弁であれば、今でもちよぼちよぼ来ているということで、そういう業者がなぜ受注できたのかなと非常に不思議なのですが、先ほども私ペナルティーという話しさせてもらいましたけれども、非常にクレームが多いと、以前からそういう話をしていると思うのですが、なぜこの富岡町の解体事業にそういう業者がまだ受注されてしまうのか非常に不思議なのですけれども、何か省内でそういった話はなかったのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

ペナルティーにつきましては、法令に基づいて適正に必要な場合に指名の停止ですとか、そういった措置を講じさせていただいているところですが、現時点ではそのような除染の工事につきまして、そういう状況ではないということでございます。

また、そういう状況でございますので、指名競争入札や何かの総合評価の競争入札でございますので、環境省が指名しているわけではなく、もうオープンにどの事業者からも入札の応募をいただける状況で発注をこちらがかけさせていただいた結果が鹿島建設さんが受注されたということでございまして、国の公共事業の発注のルールに基づいた結果だということでご理解いただければと思います

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） いろいろとその受注、指名の条件というか、そういうのあると思うのですがその中で除染の中でこれだけクレームが一番多いと思うのですが、そういう業者は少し皆さんの中では入れないようにしたほうがいいとか、そういった話はなかったのでしょうか、実際問題。

というのは、今例えば大臣かわられて、町のほうにも来て富岡町に寄り添ってやっていく、大臣かわる前の話かもしれません、そういう話されていますよね。我々エコテックの話もあって、町に寄り添って、町民の寄り添ってというふうに言われますけれども、そういう業者を選定してやっていくというような話を聞くと、エコテックのことをいろいろ話ししていっても、本当にきちんとそういうふうに管理できるのかなとすごく不安になるのです。そのあたりまで絡んでくることになると思うのですが、そういうお考え、省内で話はないのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ありがとうございます。

そういうたクレームですか、そういうものがあるというのは非常に遺憾なことだと思っております。先ほどの午前中の質疑でもございましたけれども、除染工事のみならずこの家屋解体の工事につきましても、町民の皆様に寄り添った工事ができるように、しっかりと発注者として事業者を指導してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 除染も、今今回初めてそういう話が出たわけではなくて、以前からそのクレームがありますよという話もされていて、それが今でもまだ継続中であると。

例えば、では何か問題があったら書面で何かするとか、その程度のことでこういった状況が改善されなく続いてきておりますよね。そういうところまできちんとやっていただかないと、例えばエコテックとかもっと大きな問題出てくるではないですか。そういうところで、環境省さん本当に信頼できるのかなという不安があるのです。そういうところまで波及してくるのではないかと私は思うのですが、そういうところを何かきちんとした対応していただけるよう省内で話し合っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 中川さん、ですからその原則論ばかりではなくて、今まで皆さんも知らないわけではないと思うのです。いろんな苦情等々があって、問題があるということは事実なわけです。ですから、その辺も含めて根本的にちゃんと考えていますかということですので。

中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） 環境省といたしまして、早速ご指摘頂戴しました来週にでも除染のチームと家屋解体のチームで受注者と話す場を設けまして、こういうたクレームがなぜなのか、何でそういうものが発生するのか、受注者がなぜしっかりできないのかをしっかり確認をいたしまして、来週からにでもそういう動きをとらせいただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 大きく2点お願いします。

今1点目は関連で、391件で誰でも入札できるようにという話をされていましたが、391件という建物の解体を、391棟ではないわけで、391件のものを一括で入札をかけば、当然金額的にランクが決まってきて、入れる業者というのは決まってくると思うのですけれども、その辺意識的に391件で、東北Aという形で多分出ていたと思うのですけれども、そういうところは加味してやったのかということ。

それからもう一点、今後なのですけれども、今解体そのものは全て解体、棟ですね、1軒ではなくて。一つの建物は、全部解体しなければいけないということで受け付けをしていると思うのですが、例えば2階だけを解体したいとか、家の半分だけを解体したいとか、そういう話も住民のほうから、そして富岡外の先行して解体をしたところでもあったと思うのですが、それは多分受け付けていないと思うのですけれども、今後ともそれは受け付けないという方向でいくのか、その2つだけお願いします。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ありがとうございます。

まず、1点目の391件の事業者の件でございますけれども、基本的に申し上げましたとおり、国の工事の発注ということになりますので、そのときに発注できるものを原則発注をせざるを得ないと。法令でそのように決まってございますので、我々としてはその法令に従わざるを得ないということで、この規模の発注をさせていただいたということでございます。

ご指摘のとおり、件数は391でございますが、棟数でいいますとおおむね1件につき二、三棟は平均してございますので、件数が多くなりますので、そういったことも我々としては事前に加味しながら発注をさせていただいてございます。

2点目につきまして、2階部分だけですか、半分だけですか、そういうご要望というのもいただいておるところでございます。そういった場合につきまして、工事の施工で可能な限りご希望に沿った形で解体というものをさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 解体可能なものを全部発注したというのであれば、調査終わっているもの全部できるので、こんなに1から5まで分かれる必要もなかったかなというふうに思うのですけれども多分ちょっとそちら側の言いわけとしか受け取れない状態で、何を言っているかというと、もうちょっと細かく出せばもっと業者が多くとれるのではないかということなので、その辺はまた同じ回答もらってもしようがないので、回答は要りません。

今の部分解体の件に関しましては、可能な限り受け付けるということは、では何をもって可能では

ないというのを分けて申請のとき受け付けているのでしょうか。これ何が一番ということは、例えば2階をなくしたいと言っているお客様がいたときに、2階は通常でいけば環境省は受け付けはしていないです。ですよね。そうすると、その人たちは何をするかというと、自分で壊せということになるのです。当然言い分としては、解体費用も東電の補償の中で出るでしょうということになるのかと思うのですけれども、解体費用は出ても、廃棄物は自分で片づけることになるのです。環境省で今言っていることは、個人が個人の業者に頼んだときには、自分で廃棄物を片づけなさいということを言っているわけですけれども、現実的にこちらは環境省が自分でやっているものは自分で、環境省で持っていく。環境省が壊せないものは、個人で壊してください。個人で壊したもののは、この20キロ圏外の業者に処分をしてくださいというのは、何かとてつもなく住民からすれば不公平だと思うのですけれども、その辺に関しては改善の余地はないですか。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）ありがとうございます。

ご相談受けている中では、例えば半分だけというような場合がお声としてあつたりしまして、そういったものは可能な限り個別にご相談をさせていただいて、可能かどうかというのを一件一件状況が違うと思いますので、判断をさせていただいているところでございまして、そういった場合2階の受け付けというのも、そういった状況を見させていただいてということになろうかと思います。

その場合、個人で壊した場合はということでございますが、その点につきましては、ご指摘のとおりになってしまいまして、我々としては環境省が壊せば環境省が仮置き場まで持っていくというような法律のスキームに基づいてやってございますけれども、個人で解体をした場合につきましては、個々人様から出す廃棄物というふうになってしまいますので、それはやはり大変恐縮なのですが、法令で決まっているとおりになってしまふのかなということでございます。

○議長（塚野芳美君） 中川さん、ですからその部分解体を受け付けていないのではないかということも聞いていますし、それから個人で頼んだ場合の廃棄物の処分に対して、ですから改善の余地はないかということも聞いておりますので、お答えください。

中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）部分解体が申し上げましたとおり個別の事情ごとに変わってくることでございますので、その現場に行ってみて判断をさせていただくということになります。それで、申請を受け付けられるようなものであれば、申請を受け付けさせていただくと。

2点目でございますけれども、個人で壊した場合の廃棄物の処理、改善の余地があるかというものでございますが、やはり現状環境省で壊したものと個々人で壊したものについての取り扱いが違うというのは、そこはなかなか変えることは難しいのかなと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 1つのものを発注して壊しているということにいけば、環境省も住民から見ればただ単なる一つの業者です。国が全てをやっているのであれば、住民すべからく公平になるようやるのが国仕事です。環境省としてそういうことの法律のもとにやっているというのであれば、その法律が間違っています。きちんと環境省のほうから国ほうに法律の改善を求めてください、公のところで。それであればです。今の理由が正当であるというのであれば、住民側からすれば環境省の今の言っていることは間違っています。自分の発注したものだけはオーケーで、それ以外のものは関係ありませんというの、国の言い分ではございません。それは、住民の意見として強く言います。きちんと法律の改正を上げてくれる。国に対して、環境省としてそういうのはおかしいので、変えてほしいということを言ってくれるのかどうかということをお願いします。

それからもう一点、解体が残り350件ということなのですが、これは申請はいつまで、とりあえず今の部分では今年度ということですが、来年度以降も申請は続くのでしょうか。終期がいつになるのか、それも教えてください。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ありがとうございます。

1点目のご指摘でございますけれども、貴重なご意見として承らせていただければと思います。

2点目でございますけれども、申請の期限というものは現時点ではまだ設けてございません。今後のその申請の状況を踏まえまして、解体のご希望の方がしっかりと申請できるように町役場の皆様とも調整をさせていただいて、申請のその終期については検討させていただきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 解体の件ですが、いろいろ問題ある鹿島JVさんのほうに落ちたということで、いろいろ疑念持っているのですが、まずはこの391件の中で145件が承諾書は多分もらったのかなと、そういうあらわしなのかなと思うのですが、発注になって、多分7月の終わりか8月の頭くらいに発注になったのかなと思うのですが、もはや3ヶ月過ぎましたよね。全体の工事がもう8月頭に発注になったとすれば、7ヶ月の中で3ヶ月を費やしてもまだ145件だと。もう数字が物語っているのです。やっぱり除染であれだけ問題あった業者だから、町民はなかなか判こ押しづらいのです。東電賠償との絡みとかいろいろ言っていますが、そんなのは1割にも多分満たないと思います。業者を信頼して判こ押せるかどうかが一番だと思うのです。それも、町も親身になってそういうことは考えていろいろ助言をしていると思いますが、そういうこと一切業者は聞かない。

それで、先ほど中川室長が町民、解体する人たちの気持ちになって、寄り添ってという言葉を使い

ましたが、それは環境省さんが言っているだけであって、本当に寄り添ってこの解体を申し込んできた人たちの気持ちを酌むのであれば、やっぱりお金かかるのです。お金がかかるのにも関して、地元が元請でとて下請に出している金額と鹿島JVさんが出している金額は、えらい開きがあるのです。直行にも満たないような金額でやらせようとしているのです。それが思い出のある品物入っているからとてくださいなんて言つたって聞きますか。聞いていたら全部赤字で、やる人いないです。その辺まで全部波及していってしまうのです。391件、地元の業者がやるにしても、金額にある程度余裕あれば、その思いを持っているお客様の意向を十分聞いて、作業しながらもあれとてほしい、これとてほしいというような意見あれば聞きます。それやつたら軒並み赤字になってしまいますので、直行割るような金額ですから。あなたたちは発注金額わかっているでしょう。発注金額から算出してきて、幾らで出しているということを恐らく聞いて知っているのかなと思うのです。あんまり無謀な金額でしょう。正当な価格というのはあるはずなのです。そういうものをきちんと最後まで管理してくれるのが発注元ではないかなと私は思います。

それで、11月9日の週の中で着工しますよということですが、実際解体工事に着手するということだと思うのです。それで、そういうことだとすれば、国のはうのシステム私わからないですけれども、間違っていたらごめんなさい。町のシステムだと、下請に出す場合には下請承認願きんと出して、町が認めて始まるわけです。多分その辺は国も同じかなと思って私質問しますから。もう下請承認願の一覧表は出ていますよね。9日の週に着工するのだから、出てちゃんと受理できているのだと思うのだ。それ全部教えてください。一覧表で出してください。それで、月に80棟から100棟壊したいということ言っていますが、この承諾書済みの数字からいうと、なかなか難しいのかなと。今承諾してもらっているものに対しては、ばたばた壊せますけれども、今からなかなか進むのが難問抱えてくるのかなと思うのですが、その辺は大丈夫なのかどうか。

あとは、環境省さんのほうで国発注で門戸を開いて、はい、やる人手挙げてくださいと391棟出しているわけですが、門戸を開いたといったって、ここに入れる業者さんはもう決まっているわけですから、地元の業者なんか入れないですから。恐らく福島県の中でも入れる業者いないでしょう。あなたたちは国の機関だから、国の単位で考えていますけれども、その辺が一番我々困っている部分なのです。我々は、地元の町民一人一人のことを考えているのです。あなたたちは日本全国のことを考えてやっているのでしょうか。そこが一番問題なのです。だから、そこで壊す人たちの一人一人に本当に寄り添ってほしいという気持ちなのです。それを寄り添わせるように管理監督するのが皆様方の立場のかなと私は思うのですが、言葉ではそういう言葉いっぱい出てきます。本当にそのとおりやっていただければ、もう何も申し分ないです。ただ、そういう言葉のあらわれは、現場には一つも出てこないというのが情けない話で、論より証拠で、除染事業であれだけ問題を起こしている業者をあなたたちが選定するというのは、私は不思議でしようがないのです。その中で、選定した理由として、どういういい点があつて鹿島JVさんを選定したのか。例えば地元の建設業界さんに寄り添って発注して

いきますよとか、例えば落札金額の70%で下請業者さんに発注しますよとか、そんなことは書いていないでしようけれども、どれだけ信頼性を持って業者を選定したのか、その辺をお教えください。ただ帳面上のどうだ、こうだでは問題は解決しませんので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）ありがとうございます。

先ほどからご指摘いただいているように、いろいろと問題のある事業者ではないかというご指摘でございまして、その点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、早速来週にでも受注者を呼びまして、そういうことがないようにしっかり指導してまいりたいなというふうに考えてございます。

また、国の公共工事の発注でございまして、そのルールに沿って選定をさせていただいたというものがございまして、その中に受注した際のではどういった下請の業者様と工事をしていくのかというところで、地元の事業者の皆様を提示していただいておりましたので、そういうところも評価の対象としてございますけれども、下請への金額ですとか、そういうところは国の発注のルールにございませんので、そういうところは我々として確認をするというのではありません。

また、来週から工事が着工する、始まるということで、では下請の承認というものをするのではないかというご指摘につきましては、環境省なり国の機関の工事におきましては、そういう承認というものはございませんので。施工体制の計画というものをいただいておりまして、そういう中でどういった業者の方と下請契約を結ぶ予定なのかですとか、資材はこういったところから調達するですか、そういうものは全て計画という形でいただいておりまして、そういうものは計画どおり進んでいるのかというのを発注者として管理させていただいているということでございます。

いただいたご質問にお答えしたつもりでございますけれども、繰り返しになりますが、本日いただきましたご指摘をしっかり踏まえまして、少しでも信頼のある環境省の解体工事になるように我々としても精いっぱい環境省として尽くしてまいりたいと思っておりまして、一日でも早く家屋解体が予定どおり行われて復興に道筋が立てられるということをしっかり示していきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 環境省の思いは十分再々聞いておりますので、わかっております。ただ、思いのないようにいかないという業者を選定してくるから問題が出てくるのであって、その辺今からもまだまだありますので、ぜひその辺を厳しく内部で検討していただきたい。

それで、我々は要は一日も早く解体が進まないと町の復興がおくれるのです。ただ、町民はやっぱり安心した業者に工事に携わってもらいたいという思いがあるわけなのです。そこで、我々が板挟みになっているような状況なのですが、我々の思いが幾ら言ってもなかなか伝わっていかないという歯

がゆい部分があるのですが、ぜひこの辺は環境省さんのほう、末端まできちんと目を光させてやっていただかないと、町の復興もおくれるし、解体をお願いした人たちも、解体の申請出したが、いつになつたらやるのだという思い持っているのです。今言ったような行程の中でいけば、確かに年度内完成、ゼネコンさんだからやると思います。300件や400件の建物解体するに、日本全国から集めてくればこんなもの、1ヶ月、2ヶ月で壊してしまうと思います。そのくらいゼネコンさんは力は持っています。だけれども、地元町民に寄り添う気持ちは一つもない。そこで大きな問題起きているのですから、その辺をしっかりと胸に刻んで今後解体を進めていただければ、私はありがたいと思うのです。

単価の面だって、単価削れば削るほど粗っぽい作業になりますから、これ誰が考えたってそうなのです。環境省さんが発注ですから、単価管理まで私はやるべきだと思います。幾ら発注したら金額までは自分たちは物を言えないといったって、やっぱり壊すものをきちんと管理していくのであれば、単価管理も必要なのですから、それ直行割るような単価で世の中仕事できますか。今騒ぎになっているくらいの違法工事だって、金がなければああいう工事になってしまします。そういうことを私は十分心配しておりますので、今後そういうことないようにきちんとした管理監督のもとで仕事を進めさせてもらえばありがたいと思います。要望しておきます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） まず、解体申請できる建物はどのような建物なのか教えて。全壊とかいろいろあると思うけれども、そのほかにあるのか。

それと、解体撤去後の基礎抜けば、おのずと抜いた分だけ下がるわね。これ、1週間ぐらい前県中・県南事務所に私が電話したのだけれども、富岡町の高橋ということで。こういうふうに聞いたのです、私。町民からどうなっているのだべなと言われて、電話に出た人名前忘れたけれども、この事業に携わっている監督員だということをしゃべった。撤去して下がりますよね。下がつたらば、ぐるわの現状のG.Lに合わせた高さまでは、山砂ないし再生材ないしゼロ40ないしで埋めてくれるのですかといってわかるように言ったのだけれども、その回答よこした人がケース・バイ・ケースという言葉で返してよこした。同じこと3回聞いて電話切った、がちゃんと俺は。これは、県中・県南のアカバネさんに電話してやった、誰だか調べておいてくれと。だから、それはどういうような仕上げで返すのだと、整地し上げるのだと。

それと、解体材の仮置き場、海の近くの2F側に置くようになると思うのだけれども、やはり風がかなり強い。だから、飛散防止関係とかそういうもろもろのことでどういう手当てをするのか。業者がするのか。

それと、地権者関係に野積みで置くこと言っているのか、フレコンバッグに入れて仮置きするということを言っているのか、あわせて。

それと、その材料関係、全部燃やすのだと、どうするのだと、有価材として使えるものは、線量は

かつて燃料チップにして有価材として出す予定があるのか。まるっきり富岡の焼却で全部処分するのか。ちょっと今の質問だけ回答お願いします。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

まず、1点目からでございますが、環境省の建物解体はどういうものかということでございますが半壊以上の建物を対象としてございます。市町村様からの罹災証明書の添付をいただきまして、それで半壊以上というものが証明されたものを対象にしてございます。

それ以外にも、罹災証明書が出ないような物件につきましては、市町村の役場のほうに照会をかけさせていただいて、半壊相当かどうかという照会をかけさせていただきながら、半壊以上ですというお答えいただいたものにつきまして、解体の対象としてございます。

あと、2点目のご指摘でございますけれども、監督職員のそういった不適正な十分でない回答ということでございまして、大変申しわけなく思ってございます。その点につきましては、しっかり統一的にお答えができるように、私のほうから監督職員の指導してまいりたいと思います。

仮置き場の状況でございますけれども、建物の解体から発生した廃棄物につきましては、リサイクルできるもの、できないものというふうにまず分けてございまして、基本的にリサイクルできるようなものはフレコンバッグには詰めないもの、詰めるものというものを詳細に分けておりまして、リサイクルを受け取る業者様からフレコンに詰めないでというふうに要望があるものについては、フレコンに詰めないですとか、そういうフレコンに詰めるべきものは詰めるですか、といったものを廃棄物ごとに細かく管理してございます。そういう意味で、飛散するような例えば石綿のアスベストの廃棄物のようなものはしっかりと二重こん包して、その上でフレコンバッグに詰めるなどをして、飛散防止の対策というものを徹底してとらせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 中川さん、解体した後の跡地のその仕上げのことについて。

中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） その基礎を撤去した後の点でございますけれども、申請者とご相談をさせていただいて、どのくらいまで山砂を入れて整地するのかというのをご相談させていただきながら対応させていただいておるところでございます。

○議長（塚野芳美君） 11番さん、よろしいですか。

○11番（高橋 実君） 地権者への説明は、ちゃんとそれを言って了解もらって賃貸借交わしているのでしょうか、解体材の置き場。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）
仮置き場の地権者の皆様へは、十分にこちらのどういったところに何を置くのかですか、そういうふうなところもしっかりと説明をさせていただいてご了解いただいているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） そうしたら、先に申請のやつで、これこの話出たとき3年ちょっと前からずっと言っているのだけれども、私。全然組み入れられていないみたいなのだけれども、除染後の室内の測定線量が幾らあれば、家主さんが室内が外回り除染してもらって外はこれだけ下がったのだけれども、室内がそれ以上に高いと、そういうふうなときに室内の除染はできないと思う。そのとき解体要望が出たらどうするのということで、3年何ヵ月前から言ってあるのだ。それが全然入っていないということと、あわせて被災状況はどうあれ、私はもう富岡町に帰らないと。だから、この際壊してもらいたいと。行く行く放置したままだと、危険建物にだんだんなっていく、人が住まなかつたら。そのとき自分で壊すようになるから、そういう申請者がいたときどうするのというのも、このとき同じく質問しているのだ。全然反映していないみたいだけれども、どのように環境省は考えるのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）
まず、1点目のご質問でございますが、線量は室内で高いというような場合の解体でございますけれども、そのような所有者様から解体を申請を頂戴すれば、当然ながら解体を行わせていただくことになるのかと思います。

加えまして……

〔「済みません、ちゃんと言って。はっきり言って、会議録さ残る
話だから」「半壊以上」と言う人あり〕

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）
そうです。半壊以上という要件を満たした場合には、解体をさせていただくことになるかと思います。

〔「いや、線量高いのはどうなるんだて」と言う人あり〕

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君）
また、補足でございますけれども、解体の前後で線量は解体の受注者が線量はかってございまして、線量に影響がないかどうかというのも十分に把握をさせていただいております。

また、帰らないとおっしゃっている住民の方が今後壊したいというふうに思ったときにどうするのかという点でございますけれども、現時点では解体の申請を頂戴している住民の方の解体を行っておりまして、それがいつその申請を受け付けるのかというのは、まだしっかりと議論しておらず、まだ決めていない段階でございますので、そういうふうな問題が発生してくる前にはしっかりと議論を尽くしてまいりたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 中川さん、質問と答弁が合わないのです。今の2件とも、半壊ではないけれども、室内が汚染している線量の高いものはどうなのですかということと、それから同じくその半壊云々に關係なくということは、恐らく半壊していれば該当するわけですから、半壊していないとももう使わないので不要なのだけれどもと、それに対する対応は考えていないのかという2点を聞いていますので。

中川さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） 大変失礼いたしました。

環境省の解体というものは、先ほど申し上げましたとおり、半壊の認定をいただいているものでございますので、半壊の認定がないものにつきましては、解体ができないということになります。

○議長（塙野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） これ、2番目の帰らないので、解体してくださいというのはいろいろあると思うけれども、放射線受けて外周の除染は終わりました。外は、仮に0.5マイクロありました。ここまで下がりました。室内は1.3マイクロ、床10センチ、天井で仮に1.5だったら天井のほうが高いから、基本的に。そうなったときに、2倍ないし3倍の室内の線量があるやつは、個人で除染できるわけでないし、仮に国で外と同じ除染の方法といったって、柱削り、屋根取っ払う、骨組み残すわけにもいかなくなるわけです。それをどうする、そういうときが来たらはどうするのと、3年何カ月前から言っている。

これ、あくまでも半壊以上だけは、ましてや自分の責任で業者を頼んで解体して、外に20キロ圏外に出すにしたって、線量はかって受け取ってもらえる線量であればの話ですし、不法投棄にだんだんつながったり何かして大騒ぎになりませんかということも当時から言っています。法律があって、法律無視しているのと一緒にないの、今の答弁は。ちょっと矛盾し過ぎだ、これでは。各個人がどうぞ、お願いします。放射性物質中に入れてくださいと言っているわけではないのだから、外は国の責任で除染します。中の線量はしません。解体もできません。ここに高いまま住めというのか、解除した後。もう一回よく考えて答弁して、会議録に残るから。3年何カ月前のも残っているのだから。

答弁できないのなら、持ち帰って後日きっちり議長通して回答よこしてくれ。

○議長（塙野芳美君） 坂川さん。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） まず、環境省の建物の解体というのは、一番最初のスタートは地震または津波によって半壊以上となったものを解体すると、ここからスタートしました。

ただ、それだけでなく、しばらく避難せざるを得ないと。その間に建物の荒廃が進んでしまったもの、こういったものも解体の対象にしてもらいたいという、そういうご要望がたくさんありましたので、そういう荒廃もその罹災を判定する際の中に位置づけて、荒廃も加味して半壊以上となったもの、これも含めて環境省は解体をするということにしております。ですから、当初から比べれば解

体の範囲は広げたわけですが、しかし私どもの解体事業でやるのは、ここまでが限界だと思っております。ですので、今ご指摘のところにつきましては、私どもこれが避難されている方々のため、また復興のためということでありますから、復興庁ともよく相談させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、ないようですので、付議事件2の家屋解体の状況についての件までは終わります。

環境省の皆様には大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

環境省の方に退席していただいた後、その他の項目手元に2点ほどあるはずですので、それを続けますので、暫時休憩いたします。

休 議 (午後 2時10分)

再 開 (午後 2時17分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

付議事件3、その他に入ります。

説明がありますが、どなたですか、総務課長。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 総務課より、その他のご報告がございますので、ご説明をさせていただきます。

資料につきましては、その他資料の1、2、3と3点ほどございますので、よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

まず、役場庁舎の機能回復工事についてでございます。9月の議会前の全員協議会で、財源等のお話はさせていただいたところでございますが、当初震災復興特別交付税による財源措置を見込んでおりまして、復旧の仕方としましては全面原形復旧というようなことで考えてございましたが、役場庁舎については、建物の構造に被害が及んでいないというような判定が出まして、災害復興特別交付税の措置がなされないというようなことでご報告をさせていただいております。現在、その工事を被害の原因ごとに細分化いたしまして財源を確保し、修理、修繕を基本に復興するということで、工事費のほうも当初の約75%ぐらいにまで縮減をしております。

2番のほうになりますが、被害の原因としましては、震災による被害、経年劣化による被害、それから長期未使用によるものということで、この3つに細分化させていただきまして、震災による被害につきましては、震災復興特別交付税の充当が可能であるというような判断をいただいております。また、長期未使用による部分につきましては、復興庁の生活環境整備事業の委託のほうの事業で行え

るというようなことで、全体の65%程度の財源を確保することができてございます。経年による部分35%ほど残ってございますが、現在は単独費という考え方でございますが、こちらについてもさらに財源の確保について探ってまいりたいというような考え方であります。

工事につきましては、震災による被害と経年による劣化、これにつきましては27、28年度の継続で、それから長期未使用の部分につきましては、こちらの事業の採択要件といいますか、そちらのほうで单年度の事業ということになってございまして、27年度と28年度に分けての発注というようなことで現在のところ考えてございます。

3番のスケジュールでございますが、10月26日に入札の通知を行いまして、来週月曜日に入札執行、13日にできれば臨時議会で同意をいただくというような流れで考えてございました。

4番のほうに参りまして、丸の2つ目ですが、11月4日の時点で5社に指名の通知をいたしましたところ、4社から辞退の届け出がございました。今後の進め方としまして、まず1社だけでの入札では競争性が確保されていないというようなことから、今回の入札を取りやめ、その上で再度指名業者を選考し、改めて入札を執行する方法と、もう一つ随意契約で進めるという2つの方法等がございまして、これらにつきまして、早急に指名委員会を開催して決めてまいりたいというふうに考えております。また、指名会議開催に当たりましては、29年4月に役場での業務再開ということもございますので、これらも踏まえ早急に決定してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

〔「3点まとめて」「1件ずつやる」「全部説明」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君）　まとめて説明してください。

○総務課長（伏見克彦君）　それでは、次に資料の②でございます。用地調整室の設置についてご報告をいたします。

現在早ければ29年4月の帰町開始ということで、町内拠点の整備事業が本格化しております、土地や建物など不動産の取得交渉が行われております。これに伴いまして、それぞれ事業を担当する職員の負担が非常に増大しております。そこで、用地調整室を設置するということで、各担当職員の負担の軽減、それから情報の共有化などを目的としまして、11月1日に総務課内に用地調整室を設置してございます。室の配置でございますが、総務課の滝沢参事、産業振興課の阿久津参事、復旧課の郡山参事、それぞれに現在の職と兼務ということでの配置となってございます。滝沢参事を室長ということで用地調整室を設置してございます。

分掌事務につきましては、規則のほうの改正を行いまして、総務課内に用地調整室を設置するとともに、東日本大震災に係る用地の総合調整、それから取得、補償、登記に関する事務を行うということで、現在のところ見込まれております主な事業といたしましては、ここにあります4課の事業というようなことになっております。中で、例えば企画の廃炉国際研究センターですと、27年中には用地の確保を行っていかないと、その後の事業の進捗に影響が出るというようなこともありますし、ま

た拠点整備課のアクセス道路ですと、平成30年度末ぐらいまでに用地の確保を行っていくというような、長期のものからすぐにやらなければならないものまで、その取得に関する事業というのは現在このような状況になっております。

それから、事業の進め方といたしましては、事業ごとに各事業担当課、上で言えば、廃炉研究センターであれば企画課が中心になって用地調整室、それから工事等を伴うものでございますので、工事の担当課をもってチームを編成し、用地の取得に当たっていくというような事業の進め方をしたいと いうふうに考えております。

資料後ろのほうには、規則の改正の部分が載せてございます。新旧対照表となってございますが、富岡町行政組織規則の第5条、総務課の中に総務係、財政係、管財係、秘書広報係の後に用地調整室というのを追加してございます。

それから、次のページに参りまして、分掌事務といたしましては、第7条に用地調整室を追加いたしまして、東日本大震災に係る特定事業用地の総合調整に関するここと、それからもう一つ、東日本大震災に係る特定事業用地の取得、補償、登記に関するここということで事務分掌を定めてございます。

さらに、職員の格付に対する規定につきましては、2枚目のほうになりますが、課長補佐相当職のところに用地調整室長というものを設けてございます。こちらについての説明は以上でございます。

続きまして、資料の③でございます。保健センター常勤職員への特殊勤務手当の支給についてということで、10月1日から保健センターのほうに復旧課、復興推進課の職員が勤務、常勤することとなっておりまして、これに対しまして特殊勤務手当、手当が「手縫」となっておりますが、「手当」と訂正お願ひいたします。特殊勤務手当を支給することとし、規則の改正を行ってございます。

特殊勤務手当とはということで書いてございますが、いわゆる不便さに対する手当ということで、現在町内避難指示が継続しておりますので、公共交通機関ですとか郵便局、金融機関、そういったところへの距離等でもって不便度を評価したところ、人事院規則で定める1級、これはいわき森林管理署、川内森林事務所と同等のレベルの不便さだというような判断をいたしまして、特殊勤務手当の規則のほうの改正を行っております。

次のページに新旧対照表を載せてございますが、これまでの町の規則では特殊勤務手当第17条の2第2項に、2級地、100分の8ということで記載がございました。別表第3のほうで、2級地、それに当たる富岡町町内での特殊公署はどこかということで、これは空白ということで該当なしというようなことになってございましたが、今回改正案、左のほうになりますが、第17条第2項に1級地、100分の4というようなものを追加し、別表第3のほうで1級地に該当する特殊公署名を富岡町保健センターということで規定をしたものでございます。

説明は以上でございます。審議方よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、資料の単位ごとに質疑は行いたいと思いますので、まず資料1の役場庁舎機能回復工事についての件の質疑を行います。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 役場機能回復工事についてですが、この3の11月4日時点で4社から辞退提出ということになっていますが、どのような工事というか、案件、どのくらいの規模でこういう事態が起きましたのか。なぜこの4社辞退ということ。恐らくこれは、町内の業者ではないかなと思うのですが、その辺のこととも絡めてお答え願いたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 指名いたしました5つの業者につきましては、いわゆるゼネコンと呼ばれております鹿島建設、清水建設、竹中工務店、大成、それから大林組というようなことで、それぞれ東北支店のほうに指名をいたしまして、通知をいたしました。この中で4社辞退がございましたが、残り1社というのが鹿島建設の東北支店ということでございます。

辞退の理由につきましては、届けのほうにそういった理由は記載はございませんが、それぞれ電話等で確認をいたしましたところ、業務が今非常に多忙なところであり、この工事に対応できる技術者、そういうものの確保ができないというような辞退の理由となってございました。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） もう一点伺ったのですが、工事量としてどのくらいの規模なのか。大手ゼネコンでなければできないのか。それとも、中堅大手くらいの業者に幅を広げて指名入札してもいいのではないかという点と、以前役場庁舎は鹿島建設で受注しているということが、やはりほかのゼネコンがおりるということは、その工事が例えば国立競技場ではないですが、大成建設が国立競技場を請け負ったからほかのところは遠慮するという全国的な流れで、この工事も何かそのような関係上で辞退されたのか。それとも、今後どういう指名の方法をとられるのか、その辺まで伺っておきます。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） まず、1点目の工事の規模、概要等でございますが、大きく建築、電気、機械という3つに分かれてございまして、建築主体工事につきましては、まず外壁タイルの浮き及び剥離あるいはシステム天井等の脱落、そういったもの。それから、屋上ですとアスファルト防水、防火シャッター等の劣化、それから外構の舗装ですとかアルミ建具、エレベーター、それから事務室の床体、カーペットの劣化あるいは故障というふうなものがございます。それから、電気工事につきましては、室内照明器具が落下しております、その修理あるいは調整、それから高圧真空遮断器ですとか、トランス、コンデンサー等のこれは交換、それからバッテリー整流器、発電機、分電盤、そういうものの修理ということになっております。また、機械設備につきましては、ファンコイル、高架水槽等あるいは熱源機冷却筒、そのほかトイレ関係の衛生、給排水等の工事がその工事の概要ということでなっております。

それから、当該工事につきましては、先ほど議員からも話がございましたように、建設はこの鹿島

建設が行っておりまして、今回鹿島も含めた大手5社にした理由としましては、工期が非常に短いということと、それから工種が建築、電気、機械というような工種に及んでおりまして、短い中でこれらを調整して工期内に完了できるには、やはりそれなりの調整力を持った事業者というようなことで、この5社を選定させていただいたところでございます。

鹿島がとっているので、他の4社が辞退したのかというところにつきましては、先ほど申しましたように、辞退の理由については、技術者が確保できないというようなことでございましたので、こちらについては鹿島がとったからというようなところの確認はできてございません。

それから、指名の方法、今後の進め方ということでございますが、1つにはもう一度指名をし直して通常の通知をして入札をしていただくというような形と、それから随意契約、今で言いますと鹿島が今のところ応札の意思があったということでございますので、そちらから見積もりを聴取し、こちらの予定価格の範囲内であれば、そちらで契約をするというような2つの方法が考えられますが、早急に指名委員会等を開催しまして、そのやり方については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ほかの大手4社は、工事上の理由とか、非常に例えば鹿島が工事をした後の処理をしなければならないとか、いろんな理由で辞退の理由はあると思うのですが、当初から余り完成された鹿島建設の工事ではなかったかなというふうに私も当時から思っていたのです。雨漏りはある、いろいろと問題があった工事ではないかなと思うのですが、あえて再度指名ではなくて特定にして決めてまたお願いするということだけは避けていただきたい、ぜひともまたここへ書いてあるように再度指名委員会を開催して、ぜひ間違いないようこの工事に仕上げていただきたい。早急に工期に合わせて仕上げていただきたいと思うのですが、最後に副町長、どのようにこの指名委員会委員長として考えているのかどうか、その辺。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） お答えいたします。

この経過等については、今ほど課長のご説明のとおりです。今後につきましては、指名委員会を開催し、早急にという形で、どういう考え方でということなのですが、まずしっかりと今申し上げましたように工期とか工種の問題いろいろありますし、あとは役場庁舎やはり29年4月に、早ければ。1つ目標持って全体進んでいますので、こういった視点も加味しながら対応策について検討してまいりたいと思います。

いずれにしても、これは予定外というか、我々もこういう事態になることはちょっと想定外だったのですが、全体の目標等々含めてあとしっかりと対応できるように皆さんの意見を聞いて指名委員会を進めたいというふうに考えています。

以上でございます。

○10番（黒沢英男君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） これ、非常に難しい問題だろうと思うのですけれども、実は富岡リフレ35億円、それから役場、保健センター37億円、これ一括発注なのです。分離発注ではないのです。これ鹿島が両方やりました。ところが、その当時官製談合のうわさが大分流れたのです。分離発注しないでなぜ一括発注したのかと。

それで、さらにあの工事で鹿島の東北支店の営業部長が私のところへ来ました。何とかお願いできないかと。私はやる気ありませんと。そして、聞いたらば、二本松だ、須賀川だ、郡山だ、業者連れてきても、全く現場にちぐはぐでできないということで断られたものでということで、4回目に私のところに来たことあるのです。それで、話私聞いた。あなた方は、これ一括発注なんていうのはそもそも無理なのだから、これ官製談合だろうと言ったら、そうですと言った。だから、私は今回今10番議員が言ったように、これはもうこの仕事は鹿島に決まりです。これ、鹿島とったなんていったら、また世間からまたかと言われることになりますので、これはぜひ鹿島が一括発注なんていうことにならないように、地元を含めた分離発注をすることが一番賢明でないかと思いますので、その辺どうお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいまその建設当初のお話もいただいたところでございますが、その辺も含めまして慎重に指名委員会のほうで検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） これ、過去を振り返ってみて、やはり今回一括発注で鹿島ということだったらば、私は議決のときにこれは反対討論ぶたせていただきて、詳細をその反対討論の中で述べさせていただきますので、鹿島にならないように祈っておりますので。

○議長（塚野芳美君） ちょっとお待ちください。今のはどういう意味ですか。改修に関する質疑であって、反対討論ぶつかぶたないとかというのは全く関係ない話ですので、ちゃんと質問してください。そういうことは、この質疑の中で関係ありませんから、反対討論ぶつ、ぶたないということ全く関係ない話ですので、質疑を行ってください。

○13番（三瓶一郎君） 副町長、答弁お願いします。

○議長（塚野芳美君） 13番さん、質疑の内容をもう一度ちょっと確認して、もう一度おっしゃってください、カウントにしませんから。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） これ振り返ってみて、今度もそういう業者になれば、またかという地元の業者はもちろん、あるいは町民からもそういう批判が再び燃焼する恐れがありますということだけはお伝え申し上げます。

○議長（塙野芳美君） お伝えしただけでよろしいですね。

○13番（三瓶一郎君） 結構です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 財源の話をちょっとさせてください。

震災による被害、震災復興特別交付金、これは理解できます。国のほうで震災面倒見てくれるということなのですけれども、住宅なんかでここは居住制限か、役場庁舎だから。そういったところは、例えば72分の60とか72とか、ある程度東電賠償というのを考えられると思うのです。だから、この単独費というのは、経年の劣化とか長期未使用はこれかぶるので、原発事故がなかつたらというふうに考えれば、やはり役場庁舎といえど住宅のように東電賠償も考えるべきではないかなと思うのですがその辺は町の考え方の中にそういう考え方はありませんか。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 東電賠償につきましては、例えばその経年劣化の部分であります、事故がなくそのまま使っていればそのまま使い続けられたというようなところもあるというふうには考えておりまして、東電賠償ということについても、当然考えてはございますが、これはなかなか交渉としてすぐにまとまるというものではありませんので、ここで単独費というような表現をさせていただいております。

今後東電賠償も含め、その他の財源についても、この単独費の部分について探ってまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○5番（安藤正純君） 結構です。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋実君） 1つだけ。

どういうような入札の形態になるかわかりませんけれども、これ1回目と同じ指名競争入札になつたときに、同じランクの業者が指名願として町に何社出ています。それも頭に置かなければ、ランク外とかいろんな問題が出ると思うのです。場合によっては、分割発注も仕方ないのかなと、ゼネコンでだめなら。ただし、先ほど執行部が言うように工期とか、取り壊してつくったりなんかするのではなく、あれだけばらばらになったやつ、撤去して使えるものは使うとなってくるとなかなか難しいと

ころがあつて、どうしても実績のあるやり方をとるしかないと私は思うのだけれども、1つだけ、指名組みかえとなつたときに、指名願どれだけ出て組みかえできる可能性があるのかわかれ。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 一括での発注となつた場合ですが、この5社のほかに次のランクも含めてですが、今のところ今つかんでございませんでしたので、今おっしゃられた部分も含めて指名委員会の中では慎重に検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） それで、これ概算予算額組んでいるわけですけれども、一括発注で組んでいふと思うから、請負金額幾らまでだったら経費率何%、何ぼから何%と変わつてくると思う。そのときに、実際今執行部で組んだ議決というか、議会にかけたあの数字が逸脱するような形になるのかならないのか、ちょっと私にはわからぬいけれども、そこら辺もあわせてよくわかるような説明を次回はいただきたいと思いますので。

ただ、組みかえがいいのだから、先ほど言った随契がいいのだから私はわかりませんけれども、時間がないのであれば仕方ないのかなと。ただ、町民に非難されるようなことないような入札手続をとつていただきたいとお願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 非常にこれ難しい問題にぶつかったのかなと思うのですが、鹿島さん、実績一番富岡に対してはあったのかなと思うのですが、今回の一連の除染やら解体やらで、もう全体的に考えると実績は地に落ちたのかなと思うのです。

果たしてそういうところに随契とか、そういう感じでやつた場合には、競争の原理全く働かないと。前に下水道処理場の問題で全く競争の原理働かなくて、実際落札した金額は設計金額の172%ですか。ただ、これはもう泣きの涙で私としてはのんだつもりなのですが、これは下水道処理場の問題に関しては、絶対的にそれはもうやらなくては前に進まないという意向あったので、それは仕方なかつたのかなと思いますが、今回の場合には、1社残ってやる気を示しているにしても、ちょっと問題ありなのかなと、私はそう思います。そういう業者と話し合いしながら詰めていったにしても、本来入札施行できれば11日から着工の契約を結んで、13日の同意案件で、16からもう着工の契約を結んで、即進みたいという考え方があったと思うのですが、なかなか見積もり聴取で話し合いの中で単価を提示してやりとりしていくというと、もう半月や1カ月ちょっとの間にかかってしまうと。それだったら、急がば回れで1ランク落として……ランク落としてはこれ悪い言葉ですけれども、下に下げても分離発注なども考えながらやっていったほうが早く仕上がつてしまうのかな、私はそういうふうに考えております。指名委員会の考えはどういう考え方か私わからぬのですが、鹿島建設が1社残ったというこ

とで初めて指名の内容わかったのですが、指名委員会でこの業者を上げたということ自体、私は不信感持っているのです。確かに実績あったかもしれないけれども、常に除染工事のこの全協を開くと、鹿島建設に本当に山のような矢が飛んでいくと。確かに実績あったにしても、それだったら分離発注するとか何らかの方法を、建築のほうが主導権を握って機械設備とかいろんな部分をやっていくのが一番現場丸く納まる方法かとは思いますが、この建築の分野は、金額にして多分躯体工事は一切支障ありませんよということですので、そんなにウエートは多くないのかなと思うのです。それだったら、まさにもう少し分離発注でやる手だてはあるのかなと思うのですが、その辺も十分探っていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいまいただきましたご意見真摯に受けとめまして、指名委員会のほうでも考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、以上をもちまして1の件については終わります。

次に、資料2の用地調整室の設置についての質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） ちょっと確認だけなのですが、分掌事務4番、安全対策課の消防署用地取得事業というのあるのだけれども、あれ富岡消防署を移転するのですか、それちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

現在の富岡消防署、帰還困難区域ということでなかなか戻れないというところでございますので、改めて町内につくっていただくというような形で現在進めています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、資料2の用地調整室の設置についての件を終わります。

次に、資料3、保健センター常勤職員への特殊勤務手当支給についての件の質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑がなしと認めます。

以上をもって資料3についても終わります。

執行部のほうでその他のその他ありますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 議員のほうからその他ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） ないということですので、その他も終わります。

以上をもって富岡町議会全員協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会（午後 2時55分）